

第4期

小浜市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

福井県 小浜市

「はじめに」

小浜市では、令和3年3月に策定した第6次小浜市総合計画が示す将来像『みんなで描く、悠久の歴史と風土が生きるまち』に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向けて各種の施策を推進しています。

平成29年3月に策定した「第3期 小浜市地域福祉計画」は、すべての市民が地域のために何かをしていこうという意識のもと、地域の人たちを始め、地域組織、事業者などと力を合わせて地域福祉を推進してきました。

一方、近年の福祉を取り巻く社会情勢は、高齢世帯や単身世帯の増加、孤独死やひきこもりなどの社会的孤立、8050問題、虐待の問題など、複雑多岐にわたり、対象者ごとの制度では解決が難しい問題が生じています。

このような中、国においては、これまでの制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」といった関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会をともに創るという「地域共生社会の実現」に向け、平成30年に社会福祉法を改正しました。

本市におきましても、個人の抱える課題の複雑化、複合化といった社会の変化を踏まえた包括的な支援体制の構築や地域福祉活動の担い手の不足などの課題に対応するため、新たに令和4年度（2022年）から令和8年度（2026年）を計画期間とする「第4期 小浜市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの取り組みを継承、発展させ、『みんなが活躍できる 地域のしあわせ』を基本理念とし、「自らの健康づくり・共に支え合うきずなづくり」「安全・安心な地域づくり」「暮らしやすいまちづくり」の3つの基本目標を柱にしています。

計画の推進にあたっては、これまで培われた市民と行政の協働により、地域住民、関係機関、各種団体、事業者等が更に連携を強化していくことが大変重要であると考えております。

本市といたしましても、計画に掲げる施策の推進に全力で取組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたりご審議いただきました小浜市地域福祉計画策定委員各位に深く感謝申し上げますとともに、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

小浜市長 松崎 晃治



目 次



第1章 計画の概要

1	地域福祉計画とは	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の役割と性格	5
4	計画の期間	6
5	計画策定の方法	6
6	SDGsについて	6



第2章 小浜市の現状

1	高齢者人口等の推移	8
2	要支援・要介護認定者の推移	9
3	地区別高齢化率の推移	10
4	高齢者世帯数の推移	12
5	障がい者障がい別人員の推移	16
6	生活保護世帯・人員の推移	16
7	保育園年齢別入園者数・入園率の推移	17
8	出生	18
9	人口の推計	21



第3章 計画の目標

1	基本理念	23
2	基本目標	24
3	基本施策	25
4	施策の体系	26



第4章 施策の展開

1	自らの健康づくり・共に支え合うきずなづくり	28
2	安全・安心な地域づくり	38
3	暮らしやすいまちづくり	43



第5章 小浜市成年後見制度利用促進計画

1	計画の基本的な考え方	49
2	現状と課題	49
3	基本理念	52
4	具体的な取組み	52



第6章 計画の推進に向けて

1	地域福祉推進体制の整備	56
---	-------------	----



第Ⅰ章

計画の概要

- 1 地域福祉計画とは**
- 2 計画策定の趣旨**
- 3 計画の役割と性格**
- 4 計画の期間**
- 5 計画策定の方法**
- 6 SDGsについて**



I

地域福祉計画とは



地域福祉計画は、「地域」という視点で、福祉に共通する課題を整理し、地域住民みんなで、支援を必要とするさまざまな人の生活を支えていくことを目指す計画です。

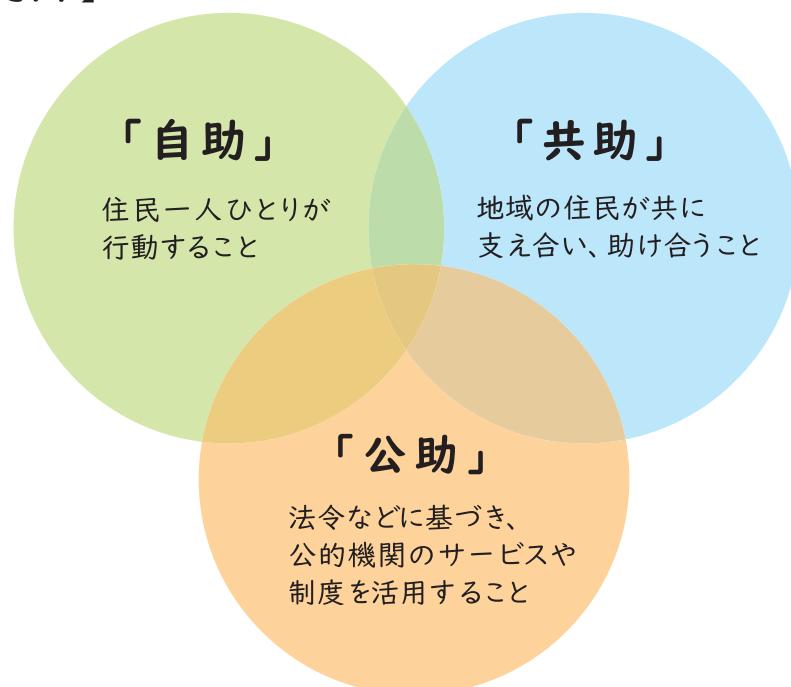
地域には、ひとり暮らし老人や高齢者世帯、病気や障がいのある人、子育てや介護に悩まる人など、様々な困りごとを抱え、何らかの支援を必要としている人たちが暮らしています。

自分ひとりの力や家族の支えだけではどうしようもなく、また、行政サービスでは対応が難しい、そんな「困りごと」を解決していくためには、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことができる、「人と人とのつながり」が大切です。

そのためには、地域での普段の暮らしを妨げる様々な課題について、一人ひとりの取組み（自助）、地域住民による相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携により解決しようとする取組みが必要であるとともに、「ふれあい」などを通じて、サポートしていくことが「みんな」に求められています。

そこで、課題を抱える人の支援だけでなく、みんなが地域のために何かをしていこうという意識のもと、地域住民、行政、社会福祉協議会、福祉・介護・医療などの事業者、NPO団体、ボランティアなどが力を合わせ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、その仕組みづくりを目指し、地域福祉計画を策定します。

【概念図】



2**計画策定の趣旨**

少子高齢化や核家族化が進展する中、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

福祉を取り巻く情勢は、高齢世帯や単身世帯の増加、孤独死やひきこもりなどの社会的孤立、8050問題（※1）、虐待の問題など、複雑多岐にわたり、対象者ごとの制度では解決が難しい問題が生じています。

このような社会保障や福祉制度の狭間にいる人への対応、こころの問題、災害時に避難が困難など、地域での暮らしを妨げる生活課題に対応する支援の充実が求められています。

国においては、従来の縦割りの支援や支え手、受け手という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業者などが主体的に課題を捉え、地域を共につくっていく「地域共生社会」を推進するため、平成30年4月に社会福祉法を改正しました。

さらに、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月に社会福祉法を改正し「重層的支援体制整備事業」（※2）を創設しました。

（※1）**8050問題**：ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後の無職やひきこもり状態の子どもを80代前後の親が養っている家庭で起こる様々な問題。（経済難からくる生活困窮や社会的孤立、病気や介護などの生活問題）

（※2）**重層的支援体制整備事業**：①属性や世代を問わない包括的な「相談支援」②社会とのつながりを作るための「参加支援」③誰もが交流できる場の確保など「地域づくりに向けた支援」などを一体的に実施する事業。

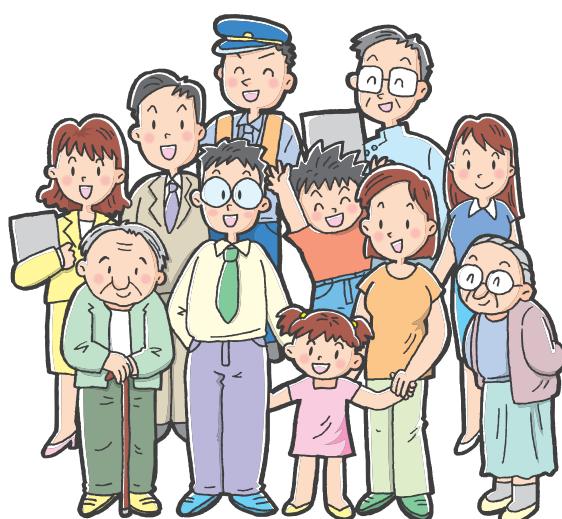
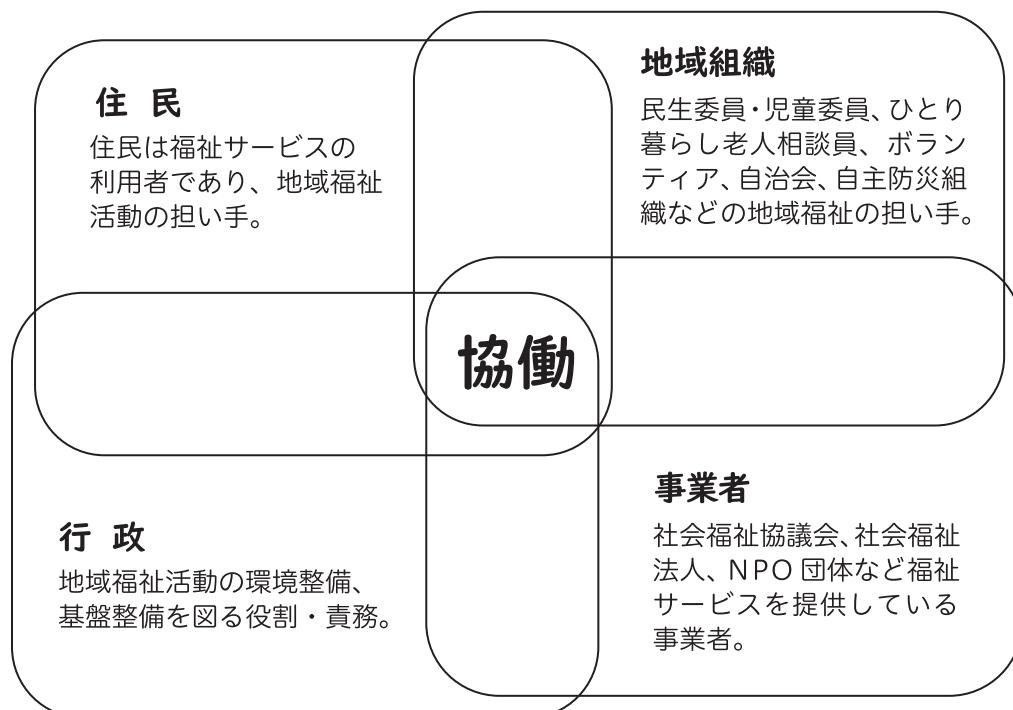
■地域福祉計画における記載事項

社会福祉法第107条において、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一體的に定める計画「市町村地域福祉計画」を策定するよう努めるものとされています。

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

上記に基づき、地域住民や社会福祉関係者が主役となって、生活全般にわたる福祉向上を図る目的で、「小浜市地域福祉計画」を策定します。

■ 地域福祉の協働の概念図



3 計画の役割と性格



本計画は、福祉各分野の個別計画の上位計画として位置づけられているとともに、地域福祉推進の理念の普及や、地域福祉推進のための施策や事業の実施を推進する役割を果すものです。

計画の策定にあたっては、「第6次小浜市総合計画」を上位計画とし、下記の保健・福祉関係計画や県、国の関係諸計画との連携、整合性を図りながら策定しました。

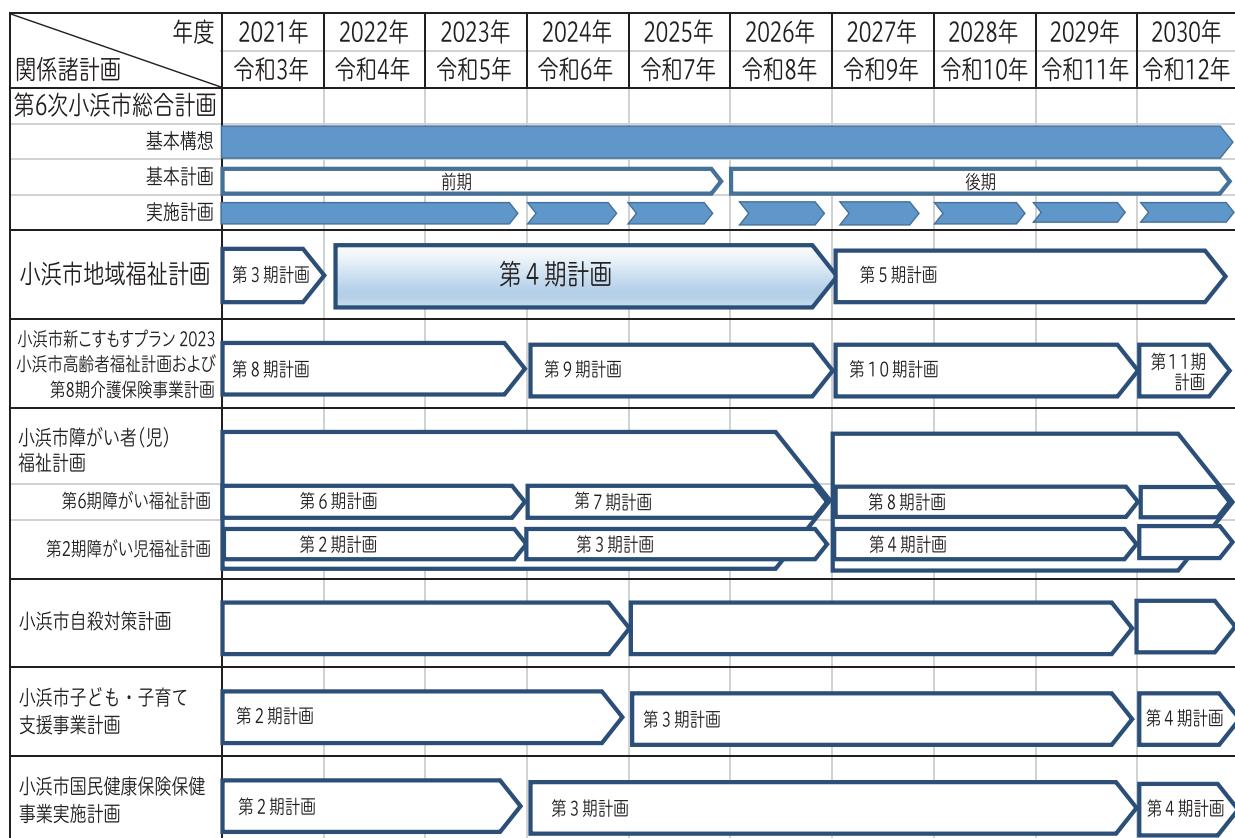
また、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」において、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を、市町村が策定するよう努めることが規定されており、本計画において具体的な施策を示しています。

【関係計画】

- ・第6次小浜市総合計画（令和3年3月）
- ・小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および
第8期介護保険事業計画（令和3年3月）
- ・小浜市障がい者（児）福祉計画（令和3年3月）
- ・小浜市自殺対策計画（令和2年3月）
- ・第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）
- ・第2期小浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

（平成31年3月）

＜各計画との関連図＞



4 計画の期間



本計画は、計画の開始年度を令和4年度とし、目標年度を令和8年度までとする5ヵ年計画とします。

なお、計画策定後は、社会情勢の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

5 計画策定の方法



この計画は、市内の福祉に関わる各種団体関係者などで構成される「小浜市地域福祉計画策定委員会」を令和3年7月に設置し、これから本市の地域福祉のあり方について協議し、策定しました。

また、計画策定に向け、庁内の福祉担当課、市営住宅管理担当課のほか、庁外の小浜市社会福祉協議会地域包括支援センター、小浜市自立促進支援センターの担当職員で構成するワーキンググループを設け、策定に係る調査作業などを実施しました。

6 SDGsについて



持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals エス ディ ジーズ) は、平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された国際社会が協調して取り組む世界共通の目標です。

令和12(2030)年を目標年次として、貧困、飢餓、健康と福祉、エネルギー、住み続けられるまちづくり、気候変動などに関する17の目標が掲げられています。

SDGsの理念「誰一人取り残さない 持続可能で多様性と包摂性のある社会」(※3)の実現は、地域福祉の考え方と深く関係することから、本計画は、SDGsの理念を踏まえたものとします。

(※3) 包摂性のある社会：社会的に弱い立場にある人々を含め、市民一人ひとり、排除や摩擦、孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う社会。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも産業成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です



第2章

小浜市の現状

- 1 高齢者人口等の推移**
- 2 要支援・要介護認定者の推移**
- 3 地区別高齢化率の推移**
- 4 高齢者世帯数の推移**
- 5 障がい者障がい別人員の推移**
- 6 生活保護世帯・人員の推移**
- 7 保育園年齢別入園者数・入園率の推移**
- 8 出生**
- 9 人口の推計**

I

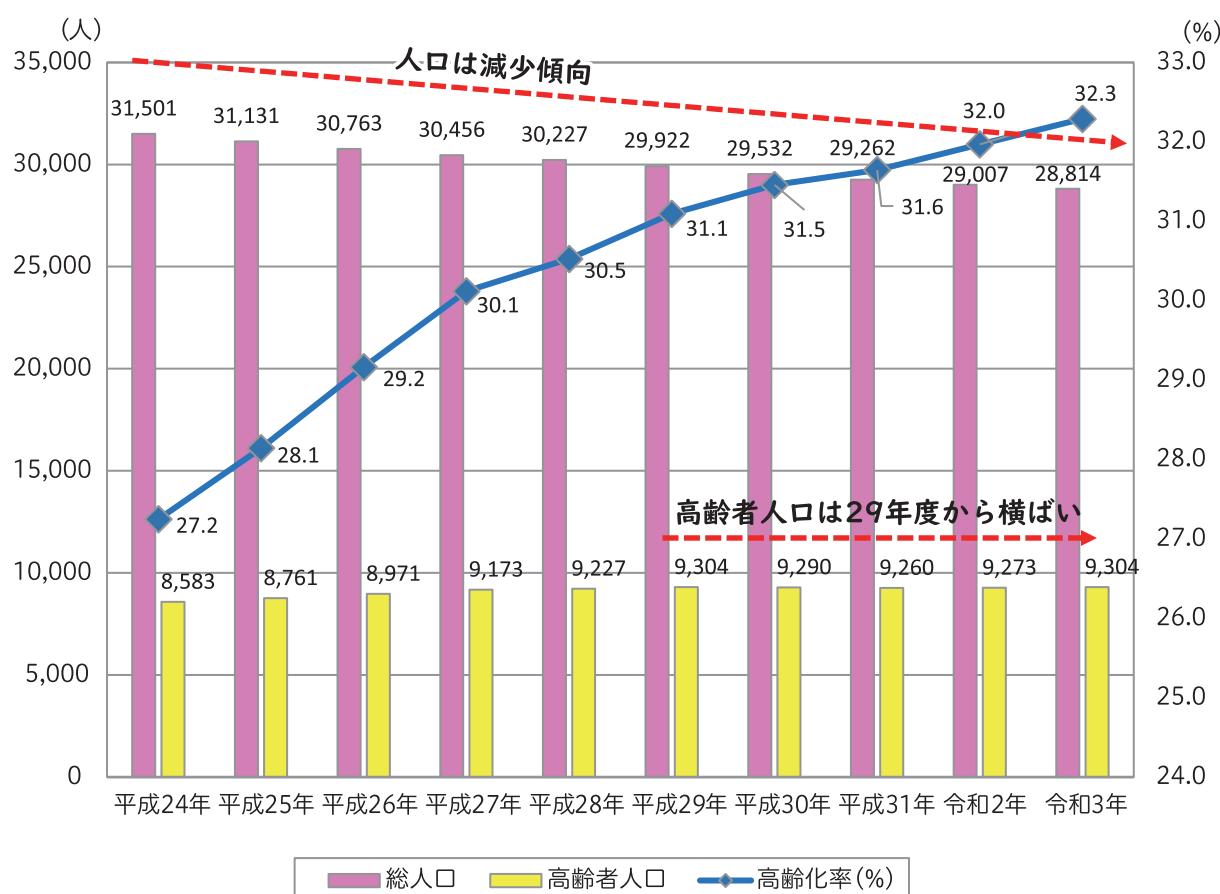
高齢者人口等の推移



本市の総人口は減少傾向が続いており、平成29年度には、3万人を下回りました。その後も、減少傾向は続いています。

また、高齢者（65歳以上）人口については、平成24年度から増加傾向となっており、平成29年度から横ばいに転じています。高齢化率は年々上昇を続けており、平成27年度からは30%を超えていました。

総人口と高齢者人口の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

2

要支援・要介護認定者の推移



本市の要支援・要介護認定者数は、平成23年から平成27年にかけて増加していますが、平成28年から平成30年までは、減少に転じています。その後は、緩やかに増加し続けています。

要介護認定率を見ると、平成23年から平成25年にかけて緩やかな増加傾向ですが、平成26年から平成30年にかけては、わずかながら減少しています。令和元年からは、認定者数が再び微増傾向にあります。

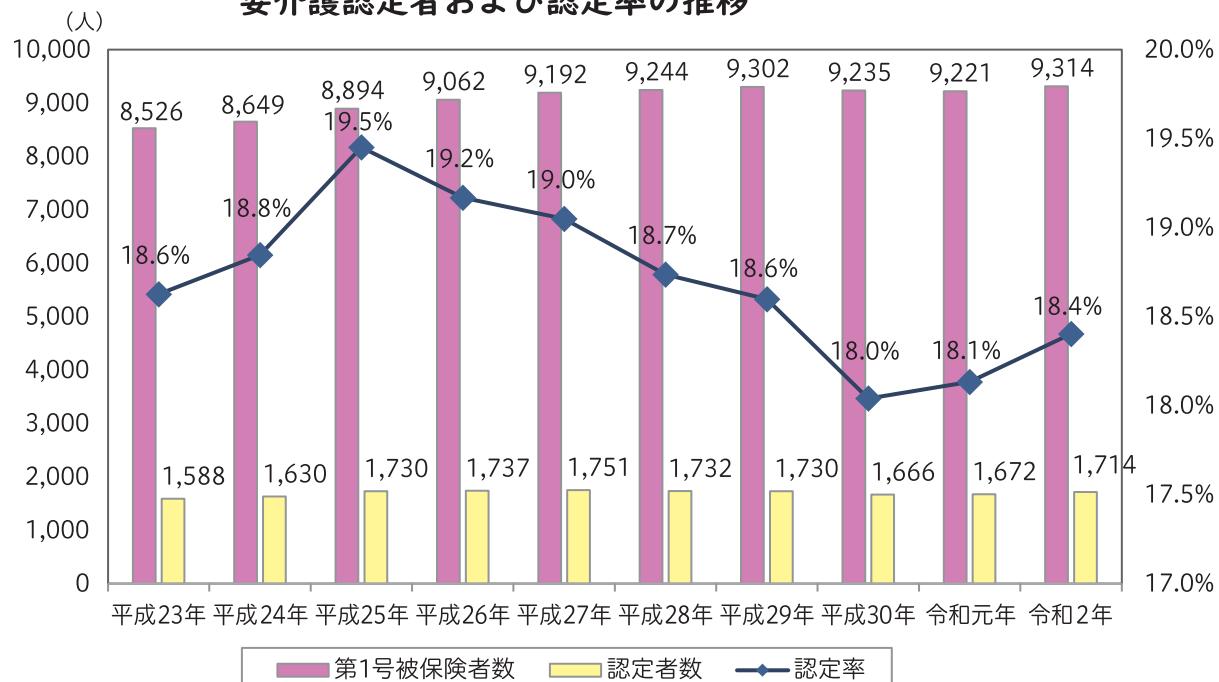
■ 要介護認定者および認定率の推移

(単位：人)

年 介護度\ 年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
要支援1	87	71	97	116	123	86	54	37	51	64
要支援2	176	205	209	237	258	275	202	163	173	195
要介護1	296	284	322	308	285	227	233	234	212	231
要介護2	311	328	326	324	334	377	433	432	453	436
要介護3	255	246	271	264	261	277	315	333	348	335
要介護4	268	284	279	288	299	300	302	282	269	291
要介護5	195	212	226	200	191	190	191	185	166	162
計	1,588	1,630	1,730	1,737	1,751	1,732	1,730	1,666	1,672	1,714

資料：介護保険事業状況報告書 各年9月月報

要介護認定者および認定率の推移



3 地区別高齢化率の推移



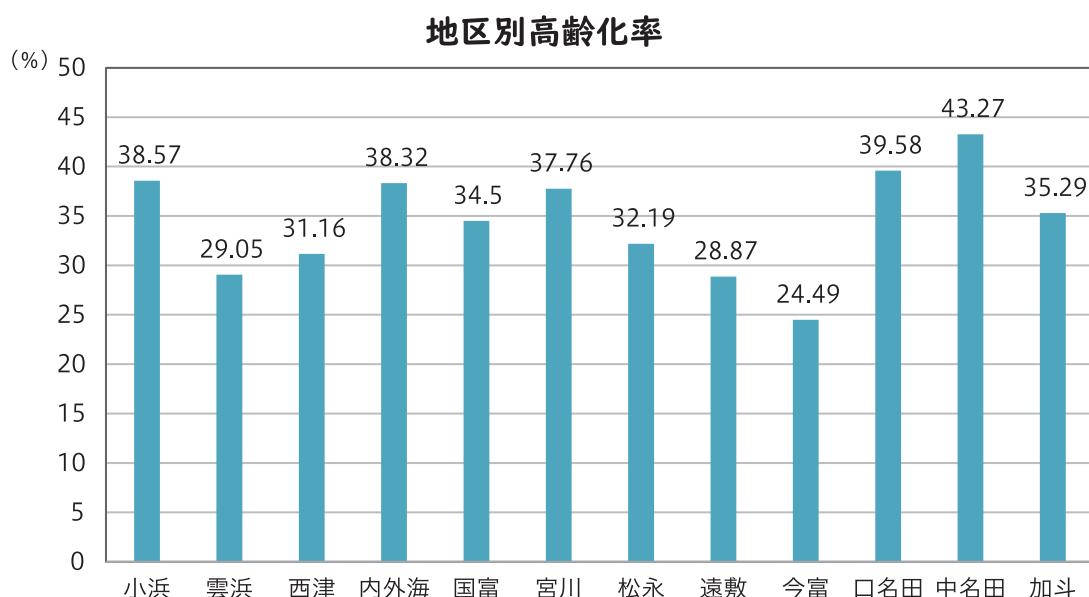
(1) 地区別高齢化率

地区別人口・高齢化率は、中名田地区が43.27%と40%を超えており、令和3年4月の高齢化率は、全体で、32.29%となっており、平均値より低い地区は、今富、遠敷、雲浜、西津、松永の5地区となっています。

■ 地区別人口・高齢化率（令和3年4月1日現在）

（単位：人、%）

区分 地区	日本人 人口	外国人 人口	総人口 (合計)	65歳以上			高齢化率
				男	女	合計	
小浜	3,742	51	3,793	622	841	1,463	38.57
雲浜	4,622	115	4,737	577	799	1,376	29.05
西津	2,964	24	2,988	401	530	931	31.16
内外海	1,469	3	1,472	250	314	564	38.32
国富	1,562	6	1,568	234	307	541	34.50
宮川	677	1	678	107	149	256	37.76
松永	1,138	2	1,140	161	206	367	32.19
遠敷	3,112	33	3,145	395	513	908	28.87
今富	5,181	87	5,268	583	707	1,290	24.49
口名田	1,707	11	1,718	293	387	680	39.58
中名田	904	2	906	172	220	392	43.27
加斗	1,221	6	1,227	180	253	433	35.29
施設	173	1	174	25	78	103	59.20
合計	28,472	342	28,814	4,000	5,304	9,304	32.29



(2) 地区別高齢化率の推移

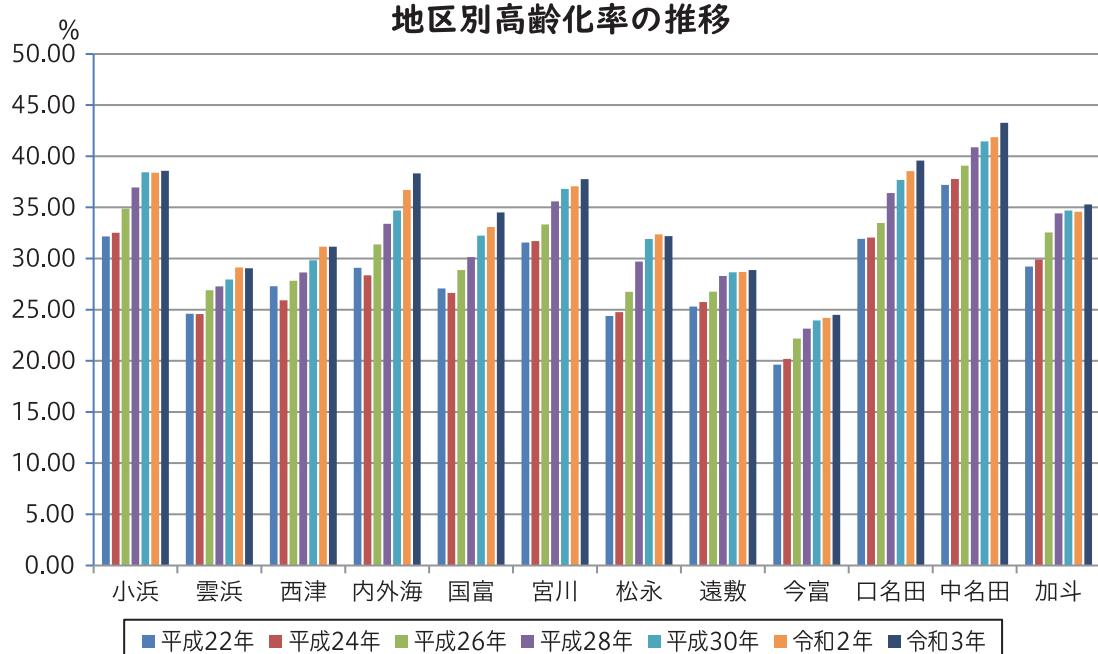
地区別高齢化率の推移について、中名田地区では、平成28年に40%を超えていました。平成22年から令和3年の推移をみると、内外海、次いで松永、口名田地区の順に上昇が著しくなっています。

■ 地区別高齢化率の推移（各年4月1日現在）

(単位：%)

年 地区 \ 年	平成 22年	平成 24年	平成 26年	平成 28年	平成 30年	令和 2年	令和 3年
小浜	32.16	32.52	34.88	36.95	38.43	38.39	38.57
雲浜	24.60	24.57	26.90	27.27	27.95	29.12	29.05
西津	27.29	25.92	27.82	28.64	29.82	31.16	31.16
内外海	29.09	28.35	31.37	33.40	34.70	36.70	38.32
国富	27.07	26.64	28.87	30.14	32.23	33.08	34.50
宮川	31.56	31.70	33.33	35.58	36.80	37.06	37.76
松永	24.38	24.75	26.75	29.70	31.91	32.36	32.19
遠敷	25.31	25.75	26.76	28.29	28.65	28.69	28.87
今富	19.62	20.19	22.17	23.15	23.95	24.20	24.49
口名田	31.93	32.05	33.47	36.40	37.68	38.55	39.58
中名田	37.19	37.78	39.08	40.88	41.45	41.86	43.27
加斗	29.22	29.90	32.55	34.41	34.70	34.57	35.29

地区別高齢化率の推移



4

高齢者世帯数の推移



(1) 地区別高齢者世帯数の推移

地区別高齢者世帯数の推移について、平成22年と令和3年を比較すると、今富、遠敷地区は、増加していますが、中名田、内外海地区は減少しています。

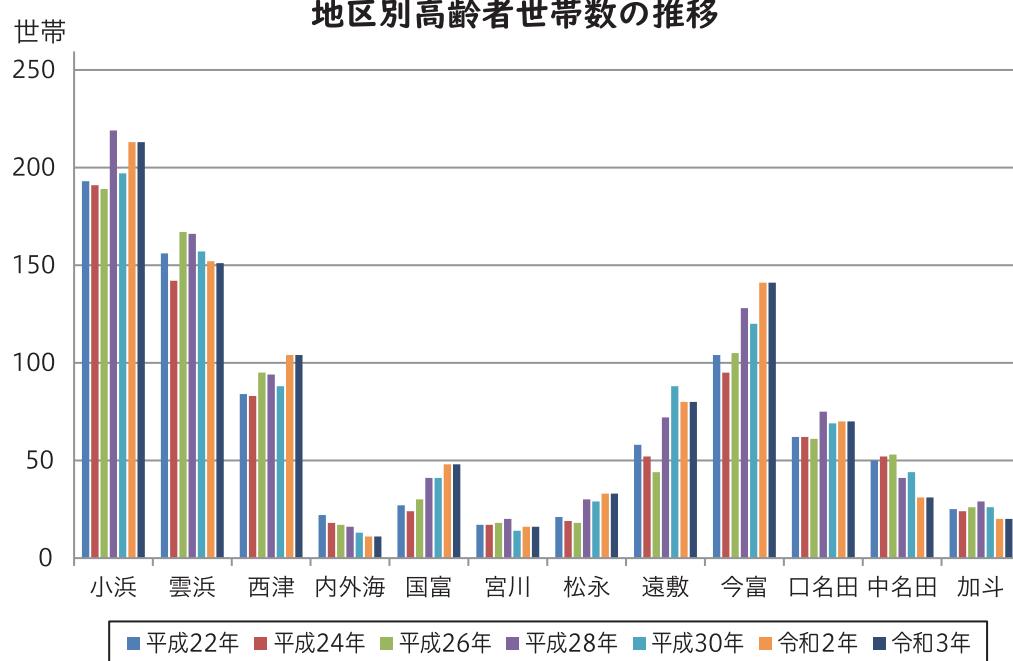
■ 地区別高齢者世帯数の推移 (各年4月1日現在)

(単位：世帯)

年 地区 \ 年	平成 22年	平成 24年	平成 26年	平成 28年	平成 30年	令和 2年	令和 3年
小浜	193	191	189	219	197	213	213
雲浜	156	142	167	166	157	152	151
西津	84	83	95	94	88	104	104
内外海	22	18	17	16	13	11	11
国富	27	24	30	41	41	48	48
宮川	17	17	18	20	14	16	16
松永	21	19	18	30	29	33	33
遠敷	58	52	44	72	88	80	80
今富	104	95	105	128	120	141	141
口名田	62	62	61	75	69	70	70
中名田	50	52	53	41	44	31	31
加斗	25	24	26	29	26	20	20
合 計	819	779	823	931	886	919	918

※ 夫婦どちらとも65歳以上の世帯数

地区別高齢者世帯数の推移



(2) 地区別世帯状況別高齢者世帯数

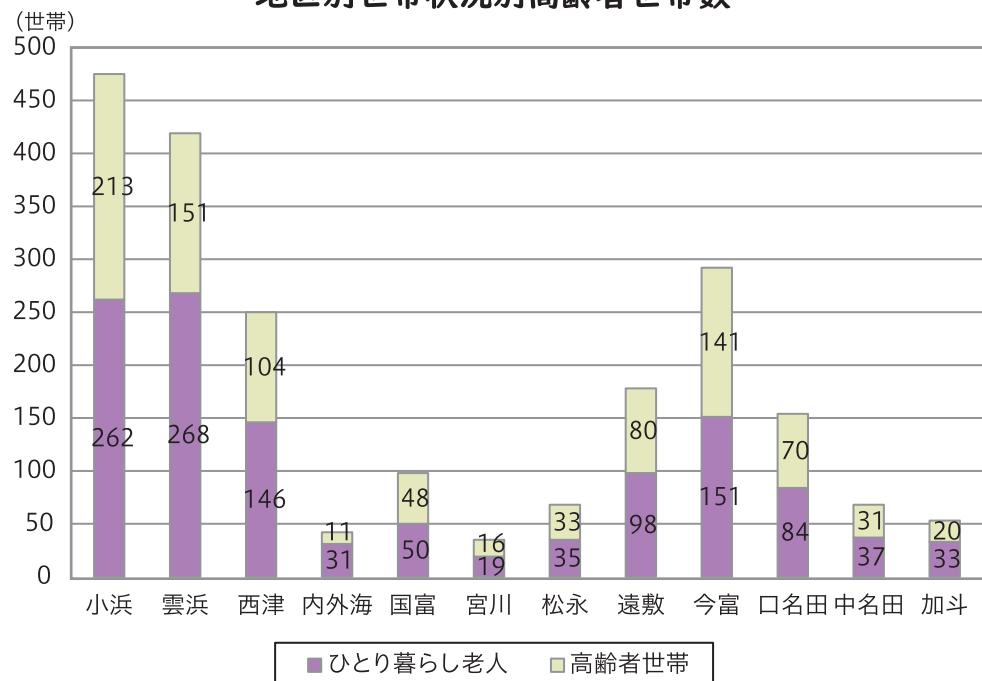
地区別のひとり暮らし老人の割合は、小浜、雲浜地区の順に高くなっています。夫婦どちらとも65歳以上の高齢者世帯数についても同様に、小浜、雲浜地区が多くなっています。

■ 地区別世帯状況別高齢者世帯数(令和3年4月1日現在)

(単位:人、%、世帯)

区分 地区	人口	ひとり暮らし 老人	ひとり暮らし 老人の割合	夫婦どちらとも 65歳以上の 高齢者世帯
小浜	3,793	262	6.91	213
雲浜	4,737	268	5.66	151
西津	2,988	146	4.89	104
内外海	1,472	31	2.11	11
国富	1,568	50	3.19	48
宮川	678	19	2.80	16
松永	1,140	35	3.07	33
遠敷	3,145	98	3.12	80
今富	5,268	151	2.87	141
口名田	1,718	84	4.89	70
中名田	906	37	4.08	31
加斗	1,227	33	2.69	20
合計	28,640	1,214	4.24	918

地区別世帯状況別高齢者世帯数



(3) 地区別ひとり暮らし老人の割合の推移（ひとり暮らし／総人口）

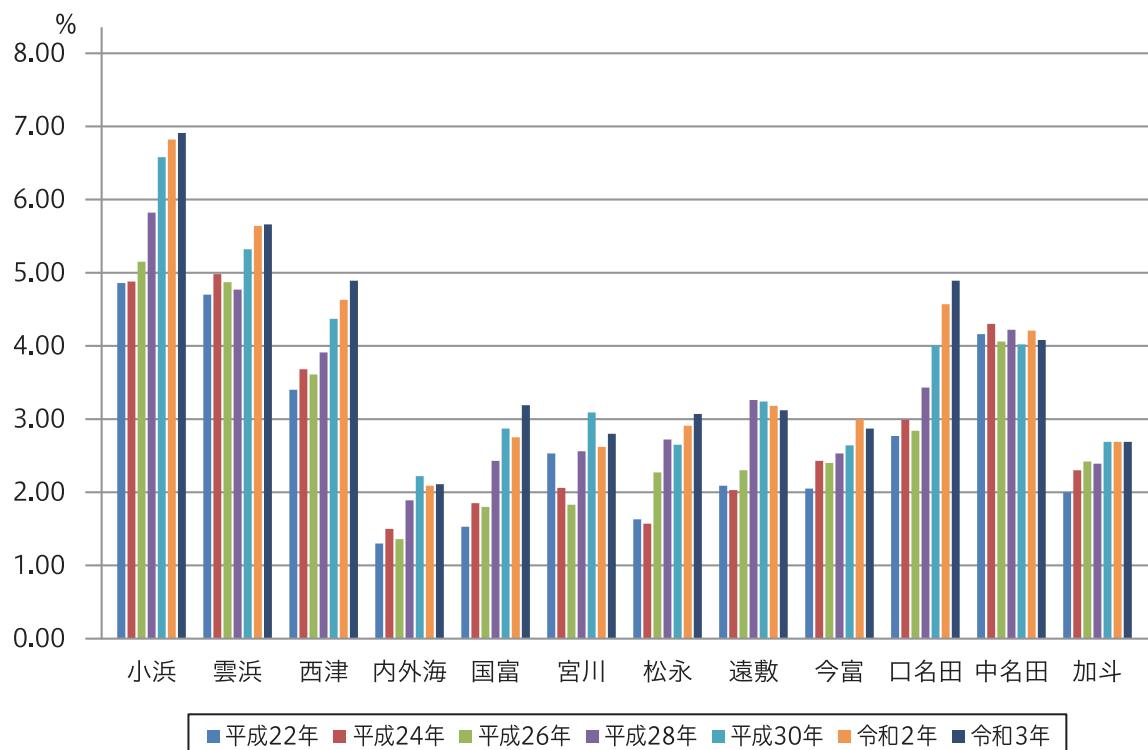
平成22年と令和3年の地区別ひとり暮らし老人の割合の推移を比較すると、口名田、小浜地区の順に伸び率が高くなっていますが、中名田地区は、ほぼ横ばい状態が続いています。

■ 地区別ひとり暮らし老人数と割合の推移（各年4月1日現在）

(単位：人、%)

地区名		年	平成 22年	平成 24年	平成 26年	平成 28年	平成 30年	令和 2年	令和 3年
小浜	老人数	224	218	223	244	265	266	262	
	人口	4,611	4,465	4,326	4,192	4,026	3,902	3,793	
	割合	4.86	4.88	5.15	5.82	6.58	6.82	6.91	
雲浜	老人数	240	256	241	234	256	266	268	
	人口	5,110	5,141	4,951	4,907	4,812	4,718	4,737	
	割合	4.70	4.98	4.87	4.77	5.32	5.64	5.66	
西津	老人数	114	124	119	126	137	139	146	
	人口	3,353	3,368	3,293	3,226	3,135	3,001	2,988	
	割合	3.40	3.68	3.61	3.91	4.37	4.63	4.89	
内外海	老人数	22	25	22	30	34	31	31	
	人口	1,688	1,665	1,616	1,584	1,533	1,485	1,472	
	割合	1.30	1.50	1.36	1.89	2.22	2.09	2.11	
国富	老人数	28	33	31	41	47	44	50	
	人口	1,825	1,779	1,725	1,689	1,635	1,599	1,568	
	割合	1.53	1.85	1.80	2.43	2.87	2.75	3.19	
宮川	老人数	20	16	14	19	22	18	19	
	人口	789	776	765	742	712	688	678	
	割合	2.53	2.06	1.83	2.56	3.09	2.62	2.80	
松永	老人数	21	20	29	33	31	33	35	
	人口	1,292	1,277	1,275	1,212	1,172	1,134	1,140	
	割合	1.63	1.57	2.27	2.72	2.65	2.91	3.07	
遠敷	老人数	69	66	74	105	103	100	98	
	人口	3,303	3,258	3,217	3,220	3,180	3,144	3,145	
	割合	2.09	2.03	2.30	3.26	3.24	3.18	3.12	
今富	老人数	105	123	121	128	134	156	151	
	人口	5,118	5,057	5,034	5,066	5,078	5,206	5,268	
	割合	2.05	2.43	2.40	2.53	2.64	3.00	2.87	
口名田	老人数	56	59	54	63	72	80	84	
	人口	2,023	1,972	1,903	1,838	1,794	1,751	1,718	
	割合	2.77	2.99	2.84	3.43	4.01	4.57	4.89	
中名田	老人数	50	50	45	44	40	39	37	
	人口	1,202	1,162	1,108	1,042	994	927	906	
	割合	4.16	4.30	4.06	4.22	4.02	4.21	4.08	
加斗	老人数	28	31	32	31	34	34	33	
	人口	1,403	1,348	1,321	1,296	1,265	1,264	1,227	
	割合	2.00	2.30	2.42	2.39	2.69	2.69	2.69	
合計	老人数	977	1,021	1,005	1,098	1,175	1,206	1,214	
	人口	31,717	31,268	30,534	30,014	29,336	28,819	28,640	
	割合	3.08	3.27	3.29	3.66	4.01	4.18	4.24	

地区別ひとり暮らし老人の割合の推移



5**障がい者障がい別人員の推移（手帳保持者）**

障がい者障がい別人員の推移（手帳保持者）について、平成24年と令和3年を比較すると、身体障がい者数は、年々減少傾向にありますが、知的障がい者数は18人、精神障がい者数は100人増加しています。

■ 障がい者手帳保持人員の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

年区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
身体障がい者	視覚	143	140	139	123	117	121	115	114	106	103
	聴覚	154	146	148	116	113	116	115	108	118	112
	言語	15	16	14	17	17	17	17	16	15	17
	肢体	865	892	902	825	808	802	800	772	757	732
	内部	510	535	520	488	483	490	494	501	509	509
	小計	1,687	1,729	1,723	1,569	1,538	1,546	1,541	1,511	1,505	1,473
知的障がい者		243	236	242	233	243	245	245	254	253	261
精神障がい者		131	141	135	150	170	182	189	200	218	231
合計		2,061	2,106	2,100	1,957	1,951	1,973	1,975	1,965	1,976	1,965

6**生活保護世帯・人員の推移**

生活保護世帯・人員の推移について、世帯数・人員ともに平成28年をピークに減少傾向に転じています。

■ 生活保護世帯・人員の推移（各年3月31日現在）

年区分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
保護世帯(件)		127	131	135	132	138	146	143	136	132	126	128
保護人員(人)		159	168	171	170	175	187	179	168	164	156	152
扶助別人員(人)	生活	137	143	145	152	162	175	160	146	137	136	130
	住宅	107	115	114	121	128	136	127	118	110	110	108
	教育	11	8	9	8	7	7	6	5	5	5	4
	介護	27	24	24	25	25	23	25	25	25	21	17
	医療	120	121	146	152	161	174	168	117	125	102	103
	生業	1	3	3	2	2	3	2	3	3	3	2

7

保育園年齢別入園者数・入園率の推移



保育園年齢別入園者数・入園率の推移について、0～2歳児の入園児数が増加傾向にあります。令和2年から、子ども・子育て支援新制度で認定子ども園(※4)に移行した園児を含めていることから、3～5歳児の入園率が高くなっています。

■ 保育園年齢別入園者数・入園率の推移

(単位：人、%)

年区分		平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
0歳	入園児数	3	8	9	14	19	16	22	15	27
	人口	350	306	286	264	257	239	213	211	216
	入園率	0.9	0.6	3.1	5.3	7.4	6.7	10.3	7.1	12.5
1歳	入園児数	13	25	55	50	88	120	145	135	127
	人口	337	337	284	260	255	223	252	224	212
	入園率	3.9	7.4	19.4	19.2	34.5	53.8	57.5	60.3	59.9
2歳	入園児数	36	75	97	103	124	155	139	179	179
	人口	344	353	302	259	272	238	210	244	220
	入園率	10.5	21.2	32.1	39.8	45.6	65.1	66.2	73.4	81.4
3歳	入園児数	241	236	198	222	207	204	214	213	245
	人口	374	365	288	288	250	240	245	214	245
	入園率	64.4	64.7	68.8	77.1	82.8	85	87.3	99.5	100
4歳	入園児数	245	240	233	225	215	192	205	244	217
	人口	374	347	322	297	265	212	239	245	218
	入園率	65.5	69.2	72.4	75.8	81.1	90.6	85.8	99.6	99.5
5歳	入園児数	264	247	221	201	213	229	191	242	248
	人口	392	369	300	277	256	255	214	242	250
	入園率	67.3	66.9	73.7	72.6	83.2	89.8	89.2	100	99.2
総数	入園児数	802	831	813	815	866	916	916	1,028	1,043
	人口	2,172	2,077	1,782	1,645	1,555	1,407	1,373	1,380	1,361
	入園率	36.9	40	45.6	49.5	55.7	65.1	66.7	74.5	76.6

*人口：毎年4月1日現在の住民基本台帳上の当該年齢者の総数

(※4) 認定子ども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設。



8**出生****(1) 地区別出生数**

令和元年度、出生数の一番多い地区は、今富地区で、次いで小浜、遠敷、雲浜地区となっています。また、小浜市全体では出生数218人で、出生率(※5)7.4です。

出生数は、年毎に増減しながら、全体として減少しています。

(※5) 出生率：人口1,000人あたりの出生数

■ 令和元年度 地区別出生数、出生率

人口：平成31年4月1日現在

地区	人口	出生数(人)			出生率	地区	人口	出生数(人)			出生率
		総数	男	女				総数	男	女	
小浜	3,990	31	19	12		遠敷	3,156	31	18	13	
雲浜	4,812	29	13	16		今富	5,088	53	33	20	
西津	3,070	23	12	11		口名田	1,769	12	6	6	
内外海	1,502	10	6	4		中名田	961	5	3	2	
国富	1,622	5	2	3		加斗	1,273	5	3	2	
宮川	696	4	2	2		その他	184				
松永	1,139	10	9	1		合計	29,262	218	126	92	7.4

■ 地区別出生数の推移

(単位：人)

年 地区	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
小浜	28	25	22	18	26	30	15	24	31
雲浜	60	53	38	49	46	42	52	42	29
西津	34	40	27	37	31	38	33	26	23
内外海	11	16	5	12	13	12	6	7	10
国富	13	9	7	7	12	10	10	11	5
宮川	1	5	5	7	3	6	4	2	4
松永	9	9	12	11	9	1	14	5	10
遠敷	26	31	25	26	22	22	27	32	31
今富	60	47	48	42	51	48	67	43	53
口名田	3	12	8	11	11	9	7	14	12
中名田	7	5	4	4	2	4	4	7	5
加斗	7	9	10	10	9	6	9	4	5
合計	259	261	211	234	235	228	248	217	218

*出生数：4月1日～翌年3月31日

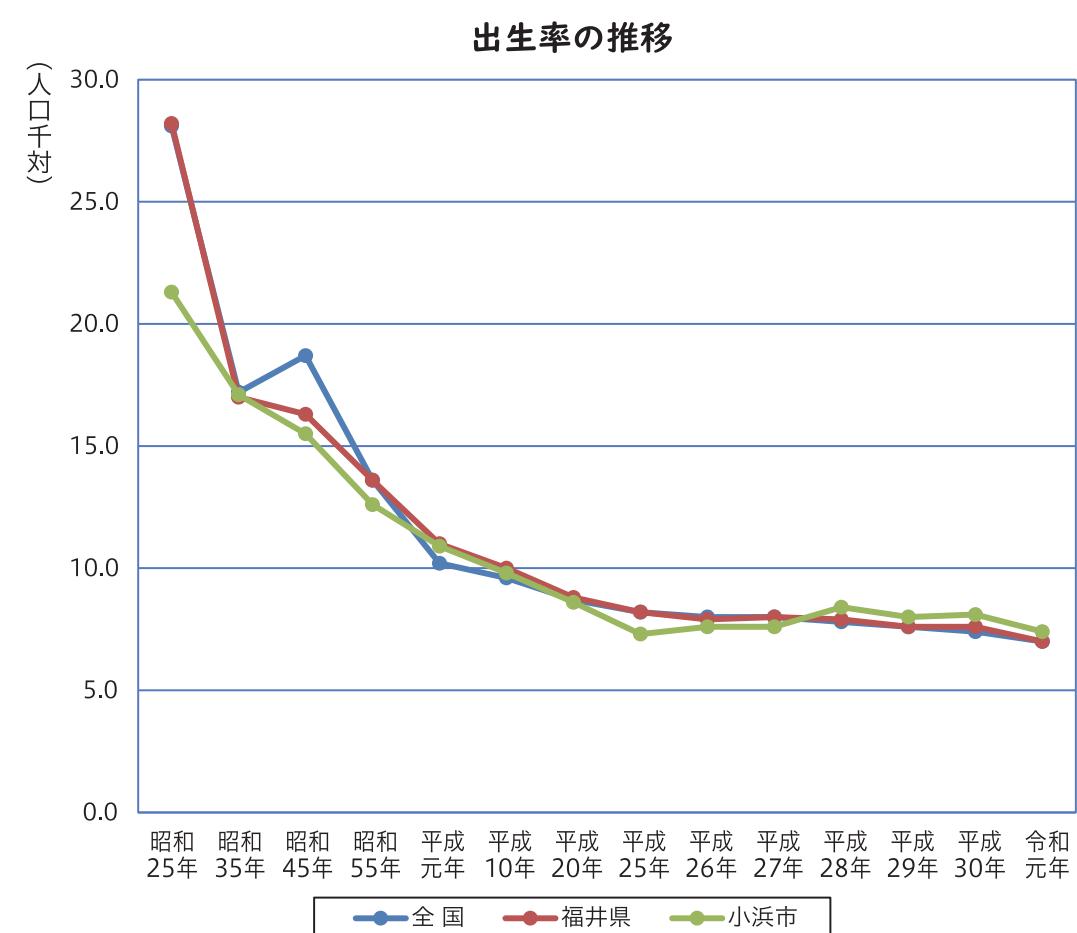
(2) 出生率の推移

第一次ベビーブーム時代が終わった昭和25年の小浜市の出生率は21.3でしたが、以後減少し、平成元年には10.9（約2分の1）になりました。その後、出生率は8～9前後と横ばいの状態が続き、平成25年からは、7～8前後の横ばい状態が続いています。

■ 出生率の推移（全国・福井県・小浜市）

区分	昭和25年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成元年	平成10年	平成20年
全国	28.1	17.2	18.7	13.6	10.2	9.6	8.7
福井県	28.2	17.0	16.3	13.6	11.0	10.0	8.8
小浜市	21.3	17.1	15.5	12.6	10.9	9.8	8.6

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0
福井県	8.2	7.9	8.0	7.9	7.6	7.6	7.0
小浜市	7.3	7.6	7.6	8.4	8.0	8.1	7.4



(3) 合計特殊出生率(※6)

昭和45年の合計特殊出生率は、全国2.13、福井県2.10、小浜市2.23ですが、2.0を割った年次は全国が昭和50年、福井県が55年、小浜市が60年となっています。

以後、小浜市の合計特殊出生率は、年々下降し、平成20年には1.55まで下がり、更に、平成25年、26年は、1.42に下がりました。平成28年からは平成25～27年と比較すると上昇しています。

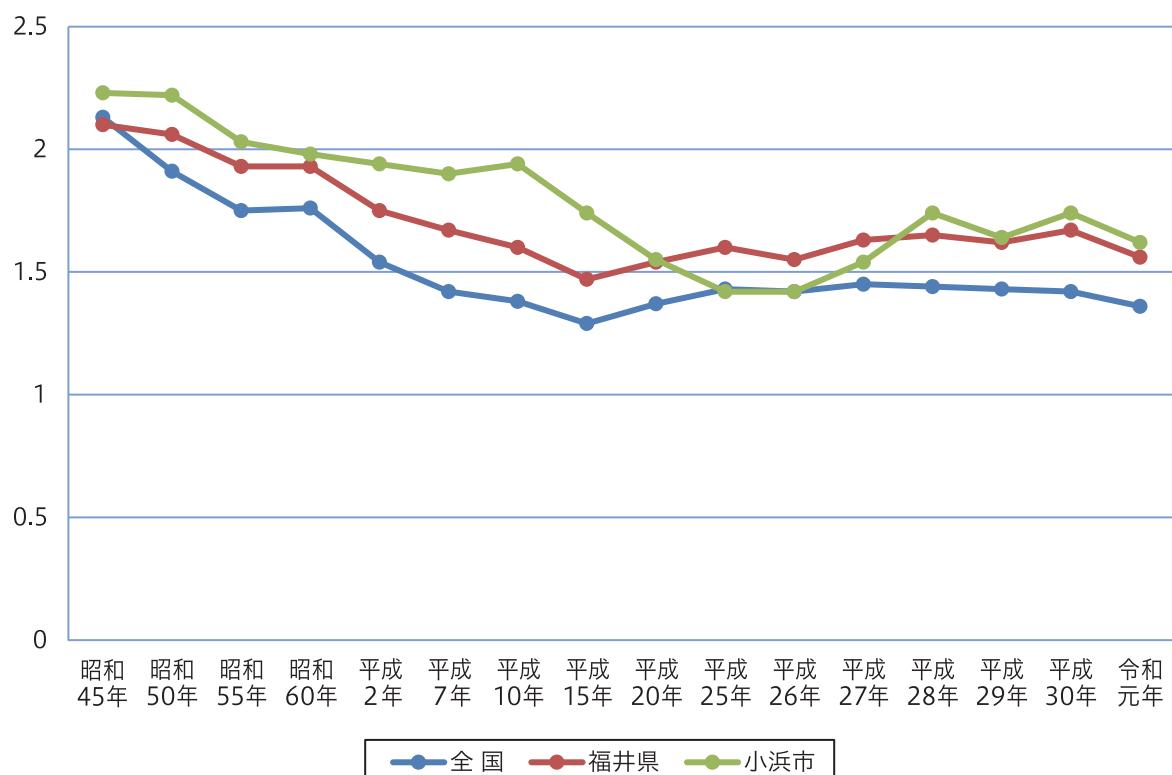
(※6) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数。

■ 合計特殊出生率の推移

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	2.13	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.38	1.29	1.37	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36
福井県	2.10	2.06	1.93	1.93	1.75	1.67	1.60	1.47	1.54	1.60	1.55	1.63	1.65	1.62	1.67	1.56
小浜市	2.23	2.22	2.03	1.98	1.94	1.90	1.94	1.74	1.55	1.42	1.42	1.54	1.74	1.64	1.74	1.62

※  は、初めて2を割りこんだ年次

合計特殊出生率の推移



9

人口の推計



人口の推計については、国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域別将来推計人口を算出しており、平成27年（2015年）の国勢調査を用いたコーホート要因法を基礎としています。

コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出産、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。既に生存する人口については、加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求めます。

また、新たに生まれる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順次算出して求め、翌年の人口に組み入れています。

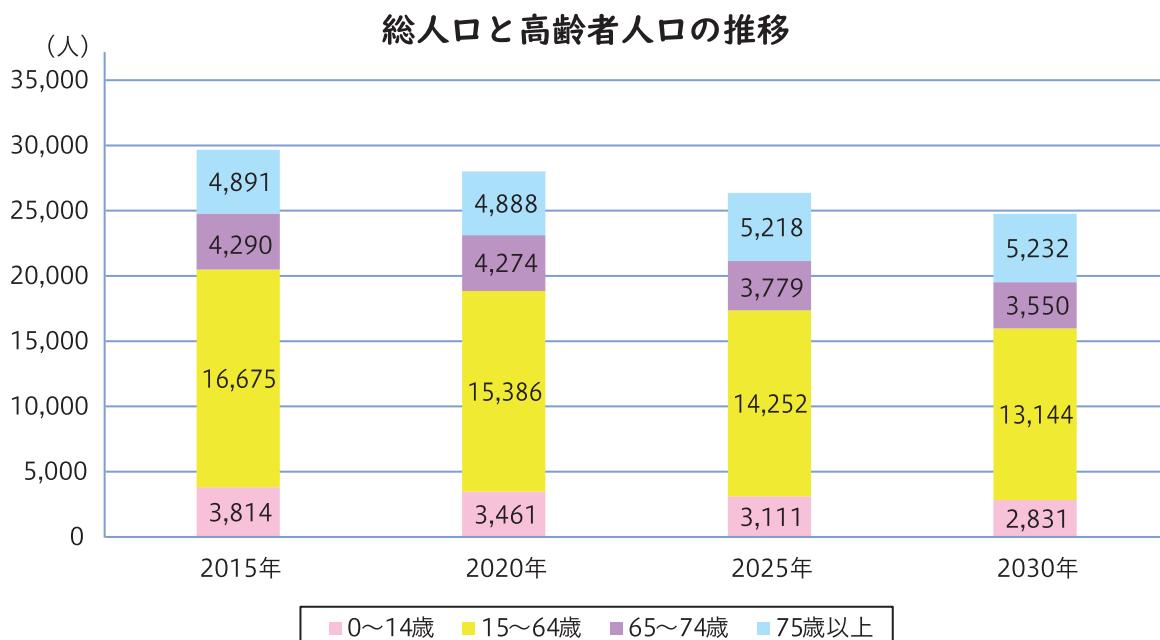
これによると、本市の総人口は、今後も減少し続け、令和12年（2030年）には24,757人と2万5千人を下回ると推測されます。一方、高齢者数は、令和12年には、8,782人になると推計されます。

後期高齢者（75歳以上）数およびその総人口に占める割合は、平成27年には、4,891人、16.48%でしたが、令和7年には、5,218人、19.80%になると推計されています。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）

将来の男女5歳階級別推計人口（2015年は国勢調査による実績値）福井県小浜市

年区分	平成27年（2015年）			令和2年（2020年）			令和7年（2025年）			令和12年（2030年）		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0～14歳	1,993	1,821	3,814	1,765	1,696	3,461	1,568	1,543	3,111	1,436	1,395	2,831
15～64歳	8,647	8,028	16,675	8,007	7,379	15,386	7,401	6,851	14,252	6,838	6,306	13,144
65～74歳	2,092	2,198	4,290	2,129	2,145	4,274	1,882	1,897	3,779	1,750	1,800	3,550
75歳以上	1,807	3,084	4,891	1,862	3,026	4,888	2,132	3,086	5,218	2,190	3,042	5,232
総数	14,539	15,131	29,670	13,763	14,246	28,009	12,983	13,377	26,360	12,214	12,543	24,757





第3章

計画の目標

1 基本理念

2 基本目標

3 基本施策

4 施策の体系

I

基本理念



みんなが活躍できる 地域のしあわせ



基本理念の考え方

第6次小浜市総合計画は、本市の目指す将来像を『みんなで描く、悠久の歴史と風土が生きるまち～新たな時代の御食国 若狭おばま～』とし、市民・団体・事業者・行政がそれぞれの役割を理解して、「みんな」で未来の姿を描く、オール小浜体制によるまちづくりを加速していくとしています。

近年、少子高齢化や核家族化の進展、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大などにより、地域を取り巻く生活環境が変化し、互いに支え合う機能が弱まりつつある中、地域住民が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化、複合化しています。

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という今までの関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割をもって、助け合いながら活躍できる地域づくり（地域共生社会の実現）が必要です。

そのようなことから「みんなが活躍できる 地域のしあわせ」を基本理念として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようなまちを目指します。



(厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより)

2

基本目標



I 自らの健康づくり・共に支え合うきずなづくり

豊かな食文化を活かし、食育を大切にした健康づくりを進めます。

自らの健康は、自らつくるという意識の醸成を図り、健康づくりや介護予防、ボランティアなどの生きがいづくり活動を推進します。

みんなが暮らしと生きがい、地域をともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、人とひとのつながりを深め、支え合う社会づくりを進めます。

そのために、近所づきあいや地域活動に自ら参加し、子どもから高齢者、障がいのある人がお互いに思いやり、見守る、「地域ぐるみ」の支え合い活動の推進に取り組みます。

2 安全・安心な地域づくり

防災や防犯、地域での助け合いなど、連携が必要不可欠となっており、そのネットワークづくりに努めます。(防災意識の向上、地域防災力の強化)

住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供されるよう、保健、医療、介護、福祉の関係機関やサービス事業所など団体との連携を維持・強化していきます。

さらに、子どもや高齢者、障がいのある人などの孤立や貧困などを見逃さない地域の仕組み（ネットワーク）づくりに努めます。

3 暮らしやすいまちづくり

地域住民が抱える課題が複雑化、複合化し、一つの世帯において複数の課題が存在しています。

8050世帯や介護と育児のダブルケア（※7）、ヤングケアラー（※8）の問題などが存在していることから、これらについて、本市の実態把握に努めるとともに、子ども、障がい、高齢、生活困窮という分野ごとの課題やニーズへの対応について、属性や世代を問わない相談支援体制の構築を目指します。

また、子どもを持つ世帯への子育てに関する支援のさらなる充実や、障がいのある人への支援、高齢者の生活を支えるための福祉事業の推進に努めます。

さらに、認知症やひとり暮らし老人、障がいのある人などに対する成年後見制度の活用など、権利擁護の体制を整備することにより、安心できる暮らしやすいまちを目指します。

(※7) 介護と育児のダブルケア：出産年齢の高齢化などにより、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けのこと。

(※8) ヤングケアラー：一般的に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

3**基本施策** **I 自らの健康づくり・共に支え合うきずなづくり**

- (1) 食育を大切にした健康づくりの推進
- (2) 地域住民による支え合い活動
- (3) 人にやさしいまちづくりの推進
- (4) 地域福祉の理解と福祉のこころの醸成
- (5) 地域交流・福祉コミュニティの推進

2 安全・安心な地域づくり

- (1) 防災や防犯等に対する地域連携
- (2) 地域を支える団体との協働
- (3) SOSを見逃さない地域づくり

3 暮らしやすいまちづくり

- (1) 包括的な相談体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 福祉サービスの利用者支援と権利擁護の確立



4

施策の体系



基本理念	基本目標	基本施策	具体的な施策
みんなが活躍できる地域のしあわせ	1 自らの健康づくり・共に支え合うまちづくり	(1) 食育を大切にした健康づくりの推進 (2) 地域住民による支え合い活動 (3) 人にやさしいまちづくりの推進 (4) 地域福祉の理解と福祉のこころの醸成 (5) 地域交流・福祉コミュニティの推進	健康づくりの推進 疾病予防と早期発見の推進 自立した生活と介護予防の推進 地域におけるボランティア等の養成 地域ボランティアの活躍 民生委員・相談員の活動推進・連携 人にやさしいまちづくり 障がい等への理解と啓発 社会福祉協議会の活動推進 ふれあいサロンの充実 地域行事への参加、まちづくり協議会の活動推進 地域福祉ネットワークの構築
	2 安全・安心な地域づくり	(1) 防災や防犯等に対する地域連携 (2) 地域を支える団体との協働 (3) S O S を見逃さない地域づくり	避難誘導体制の強化 福祉避難所の設置 地域・関係機関との連携 地域包括ケアシステムの充実 生活支援体制の整備 住まいの確保 地域見守りネットワークの構築 こころの健康づくりの推進 子ども・高齢者・障がいのある人への虐待防止
	3 まちづくりやすい	(1) 包括的な相談体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 福祉サービスの利用者支援と権利擁護の確立	子育て世代包括支援センターの充実 地域包括支援センターの充実 基幹相談支援センターの充実 自立促進支援センターの充実 包括的な支援体制の整備 子育て支援の充実 障がいのある人への支援の充実 高齢者への支援の充実 福祉サービス利用援助事業の活用 成年後見制度の利用促進



第4章

施策の展開

- 1** 自らの健康づくり・共に支え合うきずなづくり
- 2** 安全・安心な地域づくり
- 3** 暮らしやすいまちづくり

I

自らの健康づくり・共に支え合うきずなづくり



基本施策

- (1) 食育を大切にした健康づくりの推進
- (2) 地域住民による支え合い活動
- (3) 人にやさしいまちづくりの推進
- (4) 地域福祉の理解と福祉のこころの醸成
- (5) 地域交流・福祉コミュニティの推進

みんなが安心して生活するためには、まず、「自らの健康は、自らつくる」という健康意識を高め、心身の健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸に努めることが大切で、その仕組みづくりが必要です。

地域福祉を推進するためには、住民自らが地域の問題を自分の問題として受け止め、地域が一体となって見守り、支え合い、助け合って生活していくことが大切です。

住民、ボランティア、地域の諸団体、民間事業所など、地域福祉を担う人材の発掘・育成に努め、「地域ぐるみ」の支え合い活動を促進します。

さらに、高齢者や障がいのある人が安心して生活できるよう、加齢に伴う心身の変化や障がいに関する理解を深めるとともに、生活環境を整える必要があります。

(1) 食育を大切にした健康づくりの推進



現状と課題

本市は御食国歴史を背景に、「食のまちづくり」に取り組み、全国初の食をテーマとした「小浜市食のまちづくり条例」を制定しました。条例においては、人づくりの観点から食育を重要な施策の一つとして位置づけており、「生涯食育」(※9)を掲げ、その推進に努めています。

すべての世代が健康で文化的な生活を送るとともに、食を通じて、伝承料理をはじめ、食と結びついた地域文化の継承・発展を図るため、「食育推進計画」に基づく生涯食育の推進に努めています。

平成31年3月に策定した「小浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」では、病気の発症と重症化予防を目的に、各種健診の受診者を増やすことを第一に推進しています。

高齢期においては、医療、介護、その他社会保障を必要とする人が増加するとともに、かかる費用も大きく伸びることが予想されます。

一人ひとりが心豊かに生き生きと過ごすためには、単に長寿であるだけではなく、いかに健康で過ごす期間を長く保つか、すなわち「健康寿命の延伸」に向けた取り組みが重要です。

高齢になっても自立した生活を維持し、生きがいや役割を持って、暮らしていくためには、地域住民が疾病予防や重症化予防のための健康づくりと自立した生活を維持するための介護予防に主体的に取り組むことが必要です。

そのために「健康づくり事業」と「介護予防事業」を一体的に実施することが求められています。

(※9) 生涯食育：人は命を受けた瞬間から老いていくまで生涯、食によって育まれると考え、すべての年齢層を対象に事業を実施すること。



具体的な施策

健康づくりの推進 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・第2期小浜市国民健康保険保健事業実施計画 	<p>健康づくりの方法を分かりやすく紹介し、「自らの健康は自らつくる」という意識の醸成を図ります。</p> <p>すこやか食育教室や健康に食べよう会を実施し、参加者層の拡大を図るとともに、地域に定着した自主的な健康づくりに取り組んでいきます。</p> <p>高齢者料理教室や体操教室など、地域での自主的な健康づくりや介護予防の活動を推進し、その体制づくりを支援します。</p>
疾病予防と早期発見の推進 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・第2期小浜市国民健康保険保健事業実施計画 	<p>メタボリックシンドロームや生活習慣病などの予防を図るために、特定健診および各種がん検診などを積極的に推進し、疾病的早期発見、重症化予防に努めます。</p> <p>健診受診や健康づくり活動への参加など、自らの健康を保持・増進する行動を継続している住民に対して特典を設けるなど、「小浜版インセンティブ（※10）」を検討します。</p> <p>医療費データを様々な角度から分析し、その結果を活用するとともに、介護のデータも合わせて分析し、活用していきます。</p>
自立した生活と介護予防の推進 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・第2期小浜市国民健康保険保健事業実施計画 	<p>介護予防教室やフレイル（※11）チェック、ふれあいサロンなど、地域での介護予防活動を推進します。</p> <p>通いの場において医療専門職と連携し、高リスクの人の重症化予防に取り組むとともに、フレイル予防の普及啓発に努めます。</p>

（※10） インセンティブ：動機付け。

（※11） フレイル：加齢により心身が老い衰え、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間のこと。

目標・指標

* 第4章の目標・指標の実績値および目標値は、各年度3月31日時点の数値

目標・指標名		目標・指標説明				
特定健診の受診率（%）		40～74歳までの国保被保険者のうち特定健康診査を受診した人の割合				

実績値					目標値	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和8年度
34.4	37.3	36.2	37.7	36.0	60.0	60.0

目標・指標名		目標・指標説明				
各種がん検診受診率（%）		国が示した算出法による対象者が、がん検診を受診した割合				

実績値					目標値	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和8年度
22.0	20.9	20.0	20.6	31.4 (暫定値)	50.0	50.0

目標・指標名		目標・指標説明				
高齢者地域ネットワーク健康増進事業の開催数（回）		小浜市老人クラブが実施する健康増進事業の開催回数				

実績値					目標値	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和8年度
47	39	35	27	30	35	35

(2) 地域住民による支え合い活動



現状と課題

地域福祉活動は、これまで民生委員・児童委員をはじめ、小浜市独自で設置しているひとり暮らし老人相談員や、老人クラブの老人家庭相談員などが中心的な役割を担ってきました。

しかし、現在では、地域福祉活動の担い手の不足、固定化など、支える側の高齢化が課題となっています。

また、少子高齢化の進展や価値観の多様化などを背景として地域・隣近所での付き合いが薄れ、支え合い、助け合いなどの地域コミュニティの基盤が弱まっています。

身近な地域での福祉活動を促進するためには、地域住民の活動への参加意欲を高め、交流・生きがいづくりを推進し、これまで以上に参加・参画を進めていくことが必要です。

地域住民は福祉サービスの利用者であるとともに、支え合い活動の提供者でもあるという視点に立って、地域に根ざした、福祉サービスの充実に取り組んでいく必要があります。

さらに、少子高齢化に対応するために、元気な高齢者が地域で支援を必要とする方々の支え手となるようなボランティアを養成し、活躍できる場を充実させる必要があります。

また、地域貢献の勧奨のため、ボランティア制度の養成講座の周知を図るとともに、地域活動の活性化のため、ボランティアのリーダーを育成する必要があります。

身近な地域で気軽に保健・福祉に関する相談ができるよう、民生委員・児童委員、ひとり暮らし老人相談員および老人クラブの老人家庭相談員とさらに連携を密にし、相談・支援体制を充実していく必要があります。



具体的な施策

地域におけるボランティア等の養成 関連計画 • 第6次小浜市総合計画 • 小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画	ボランティアや地域福祉活動を行う人材の育成を推進します。また、認知症の人やその家族に対する理解を深め、認知症になつても安心して生活できる環境づくりを推進するため、チームオレンジ（※12）の立ち上げに向けて、その中心的な役割を果たす認知症センターを養成します。
地域ボランティアの活躍 関連計画 • 第6次小浜市総合計画 • 小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画	小浜市内の地域福祉活動を促進するため、小浜市と社会福祉協議会が運営するそれぞれのボランティアセンターと、地域包括支援センターが連携を図ります。 また、受け手と支え手をマッチングしていく仕組みをつくり、特に、支え手となる60歳代のボランティアの育成に努め、元気な高齢者が自らの健康づくりと介護予防にも取り組みながら、身近な地域で活躍できるよう支援していきます。
民生委員・相談員の活動推進・連携 関連計画 • 第6次小浜市総合計画 • 小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画	民生委員・児童委員などの活動内容を正しく理解してもらうため、地域住民に対し適切な情報を積極的に発信し、周知を図ります。 地域の身近な相談役である、民生委員・児童委員、ひとり暮らし老人相談員、老人クラブの老人家庭相談員などとの連携を強化し、活動支援を推進します。

(※12) チームオレンジ：本人・家族を含む地域センターと多職種の職域センターのチームのこと。
 認知症センターがステップアップ研修を受けて、チームオレンジのメンバーとなる。活動内容として、外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援などがある。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明
認知症センターの人数（人）	認知症センター養成講座を修了した人数

	実績値					目標値	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和8年度
認知症センター養成者数（延人数）	3,250	3,854	4,875	4,923	4,996	5,240	5,360

(3) 人にやさしいまちづくりの推進



現状と課題

だれもが快適な生活が送れるように、高齢者や障がいのある人、子どもだけでなく、すべての人にとって、日常の中に存在するあらゆる障壁を取り除く必要があります。

多様な人の社会参加や交流が促進されるよう、不特定多数の人が利用する公共施設や事業所、商業施設などのバリアフリー化の普及、ユニバーサルデザイン（※13）のまちづくりを推進し、みんなが活躍できる生活環境の整備を進めることができます。

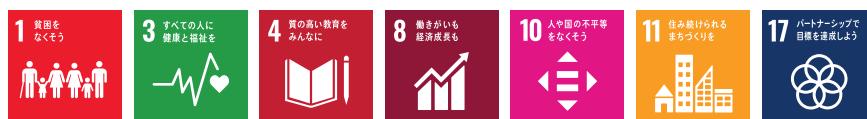
具体的な施策

人にやさしいまちづくり 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン 2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 ・第2期小浜市こども・子育て支援事業計画 	<p>高齢者や障がいのある人などの社会参加や交流が促進されるよう、公共施設や各事業所、多くの人が集まる商業施設などに、段差解消のためのスロープや多目的トイレを設置するなど、さらなるバリアフリー化の普及啓発を進めます。また、関係機関が連携・協力し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。</p>
--	--

（※13）ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすいうように製品やサービス、環境をデザインする考え方。



(4) 地域福祉の理解と福祉のこころの醸成



現状と課題

高齢者や障がいのある人などの暮らしを守るには、加齢に伴う心身の変化への気づきと偏見のない支援や、障がいに関する正しい理解と合理的配慮などが地域の人々に求められています。

年齢や性別を問わず、みんなが交流できる機会を増やすなどにより、障がいなどへの正しい理解を深め、こころのバリアフリーと偏見のない支援行動につながる啓発、福祉教育に努める必要があります。

具体的な施策

障がい等への理解と啓発 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン 2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 	特別な支援を必要とする人が住み慣れた地域で生活していくために、社会福祉協議会と連携して、障がいなどに関する理解の促進に努めます。
社会福祉協議会の活動推進 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン 2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 	様々な機会を利用し、家庭・地域における福祉教育の大切さについて啓発していきます。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明
福祉教育の開催回数（回）	社会福祉協議会が市内の学校で行う福祉教育

実績値					目標値	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和8年度
15	19	20	22	9	20	24

(5) 地域交流・福祉コミュニティの推進



現状と課題

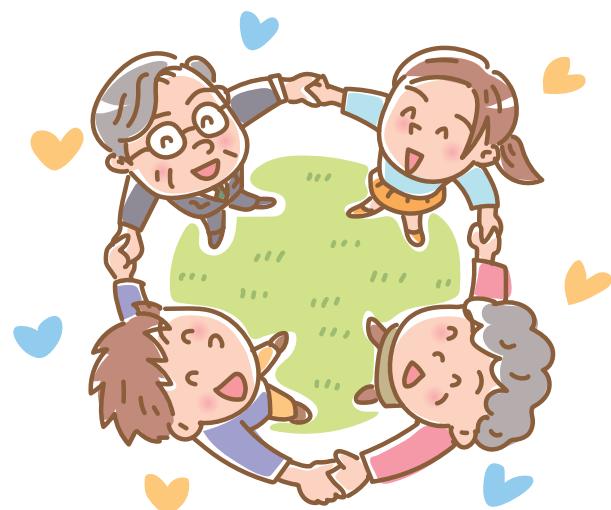
近年、少子高齢化や核家族化の進展などにより、地域の人間関係が希薄化しています。住み慣れた地域で安心して生活するためには、人と人とのふれあいを基本に、住民同士が助け合い支え合う環境づくりが大切です。

そのためには、より多くの人が気軽に参加できる行事や集い・通いの場の充実が必要です。なかでも行政区単位が実施の基本体制となっている「ふれあいサロン」において、見守りや支え合いの機能を併せ持つ場となるよう機能強化に取り組むことが有益であると考えます。

感染症などの影響により、集い・通いの場を縮小せざるを得ない状況に陥っても、適切な対策を講じた上での開催や、別の実施方法について検討するなど、交流を継続していくことが必要です。

また、地区公民館や地区集会所を有効活用し、子どもや高齢者、障がいの有無に関わらず、住民同士の支え合い活動を促進し、地域交流の活性化を図る必要があります。

地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、ひとり暮らし老人相談員、老人クラブの老人家庭相談員、自治会、ボランティア団体などがネットワークを形成し、地域ぐるみで支え合うコミュニティづくりに取り組む必要があります。



具体的な施策

ふれあいサロンの充実 関連計画 • 第6次小浜市総合計画 • 小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画	各集落で高齢者などが集い、健康チェックや介護予防のための軽い運動などを実施します。誰もが気軽に参加でき、閉じこもり状態にならないように、参加者の増加と各地区への普及に努めます。 感染症などにより開催が困難な場合には、感染防止を優先するとともに、時々の状況を考慮しながら、交流する方法を工夫します。
地域行事への参加、まちづくり協議会の活動推進 関連計画 • 第6次小浜市総合計画	各種団体活動や自治会活動、まちづくり協議会活動など、地域で行われる祭りや行事などに、より多くの人が気軽に参加することで自主的な地域活動を通じた住民同士の交流に努めます。 また、公民館・地区集会所の活用を通して、健康づくりや世代間交流など、保健・福祉活動への積極的な参加を推進します。
地域福祉ネットワークの構築 関連計画 • 第6次小浜市総合計画	地域福祉活動を行っている様々な関係団体のネットワークづくりを推進していきます。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明
ふれあいサロンの開催（箇所・回・人）	ふれあいサロンの実施会場・回数・延べ参加者数

	実績値					目標値	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和8年度
会場	115	121	123	124	114	116	117
回数	791	818	885	798	312	800	820
延べ参加者数(人)	9,666	9,998	10,597	9,576	3,287	9,500	10,000

2 安全・安心な地域づくり



基本施策

- (1) 防災や防犯等に対する地域連携
- (2) 地域を支える団体との協働
- (3) SOSを見逃さない地域づくり

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、支援を要する人が、災害時にも地域の中で迅速に避難などの対応ができる体制づくりを進めるとともに、誰もが安心して生活できるよう、犯罪の防止や緊急時に対応できる体制づくりに努める必要があります。

住まい・医療・介護・予防・生活支援の地域を支える様々な団体が協働して、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるよう、「地域共生社会」の実現の視点を重視した、あらゆる地域課題に対応できる「地域包括ケアシステム」の推進が求められています。

また、子ども、高齢者、障がいのある人などへの偏見やいじめ、虐待のない地域づくりを進めていく必要があります。



(1) 防災や防犯等に対する地域連携



現状と課題

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、平常時から災害に対して十分に備えるとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確に対処できるよう、自主防災組織を育成し、避難行動要支援者(※14)の支援体制の確立など、地域防災力を強化することが必要です。

また、犯罪や交通事故のない、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、区、防犯隊、民生委員・児童委員、PTAなどが連携し、地域ぐるみで防犯や事故防止に取組むことが大切です。

犯罪の防止については、「再犯の防止等の推進に関する法律」により、国や県が策定した、再犯防止推進計画に基づき、罪を犯した人が再び罪を重ねないような地域を作るため、保護司会を中心に実施している「社会を明るくする運動」の周知と、地域の理解を深める必要があります。

具体的な施策

避難誘導体制の強化 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 ・小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 	地域の防災力強化のため、各地区の自主防災組織結成に向けた普及啓発に努めます。また、避難行動要支援者の避難誘導を適切に行うため、個別避難計画の作成を推進し、避難支援を強化します。
福祉避難所の設置 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 	要配慮者(※15)が安心して避難できるよう、福井県災害福祉支援ネットワーク協議会の方針に基づき、事業所との協定づくりなど、福祉避難所の充実に向けた取組みを推進します。
地域・関係機関との連携 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 ・小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 	高齢者を狙う悪質商法や児童生徒の犯罪被害の防止を図るために、地域と関係機関との連携強化を推進します。また、防災意識の向上を図るために、防災士や災害ボランティアの養成、関係機関との連携強化を推進します。 保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」の推進と地域の理解の促進に努めます。

(※14) 避難行動要支援者：高齢者や障がいのある人など、特に配慮を要する人のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。

(※15) 要配慮者：災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法）。その他特に配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする者などが想定される。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明
自主防災組織の結成団体数（団体）	自主防災組織の登録団体総数

実績値					目標値	
平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 6年度	令和 8年度
91	101	111	112	119	147	147

目標・指標名	目標・指標説明
福祉避難所の協定事業者数（事業所）	要配慮者を受け入れるなどの事業者数

実績値					目標値	
平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 6年度	令和 8年度
11	11	11	11	11	13	13

目標・指標名	目標・指標説明
避難行動要支援者の個別避難計画策定割合(%)	避難行動要支援者のうち個別避難計画を策定している者の割合

実績値					目標値	
平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 6年度	令和 8年度
—	20.7	42.7	52.8	60.6	70.0	75.0

※ 個別避難計画策定割合の実績値および目標値については、各年度4月1日時点

(2) 地域を支える団体との協働



現状と課題

近年の人口減少や高齢化の進展に伴い、地域におけるつながりの希薄化や高齢者、障がいのある人などを支える担い手不足が進んでいます。

地域社会を維持し、高齢者などを含めた地域住民が支え合って生きていくためには、隣近所の人たちと手を取り合い、地域社会に参加していく必要があります。

地域共生社会の実現に向けた取組みとして、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一貫的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化、推進が求められます。

地域包括支援センターを中心に、地域で必要とする関係機関やサービス事業者、企業などとのネットワークを強化し、福祉コミュニティづくりや地域ぐるみの見守り・支え合い活動を拡大していく必要があります。

具体的な施策

地域包括ケアシステムの充実 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 	高齢者の自立や尊厳を維持する手助けができる社会の実現のため、現在の「地域包括ケアシステム」を、関係する団体との連携を強化し充実させます。さらに、「地域共生社会」の実現に向け、あらゆる地域課題に対応できるシステムを目指します。
生活支援体制の整備 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 	地域の課題を検討する協議体(支え合い会議)(※16)の設置、生活支援コーディネーター(※17)を配置し、支え合いの地域づくりを支援していきます。また、地域の課題やニーズに沿った多様な主体による支え合い活動を通じて、生活支援サービスの充実を図っていきます。
住まいの確保 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・小浜市障がい者(児)福祉計画 	高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅改修などの必要な情報を提供し、高齢者や障がい者の自立に配慮した居住環境の整備を支援します。 「小浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の計画的な建替えや長寿命化改修を推進するとともに、住宅の確保に困窮する住宅確保要配慮者が入居しやすい支援体制づくりに取り組みます。

(※16) 協議体(支え合い会議)：地域での支え合いを進めるための住民による話し合いの場。すでにある支え合い活動など、地域の情報を共有したり、将来に向けて自分たちのまちをどのような地域にしたいかを話し合ったりして、各種機関や団体などへの働きかけを行う。

(※17) 生活支援コーディネーター：「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役。

(3) SOSを見逃さない地域づくり



現状と課題

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、また、少子高齢化が進む中で、孤立を感じたり、こころに不調を抱えたりする人がいます。

子どもや高齢者、障がいのある人などの孤立・虐待を地域で早期に発見、解決していくために、地域住民に加え、民間事業者による見守りネットワークづくりを進め、SOSを見逃さない仕組みと支援に繋げる体制づくりを推進していく必要があります。

見守りを行う支援者側の悩みなどにも対応できるよう、行政と地域住民や事業者間で、より細かな連携を行う必要があります。

具体的な施策

地域見守りネットワークの構築 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 ・小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 	区長や民生委員・児童委員を中心とした地域住民による見守り活動に加え、事業者と「小浜市地域見守り活動協力に関する協定」を締結することで、子どもや高齢者、障がいのある人などを見守る体制を確保し、地域住民が安心した生活ができるよう支援していきます。
こころの健康づくりの推進 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 ・小浜市自殺対策計画 	『誰も自殺に追い込まれることのない「小浜市」の実現』を目指し、令和2年3月に策定した、小浜市自殺対策計画に基づき、こころの健康づくり、地域におけるネットワークの強化、こころの不調を抱える人への支援を継続していきます。 また、各年代に応じた相談しやすい体制や支援体制の充実を図ります。
子ども・高齢者・障がいのある人への虐待防止 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 ・小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 ・小浜市自殺対策計画 ・第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画 	子ども、高齢者、障がいのある人への虐待防止の啓発、専門職による相談体制の充実を図るなど、対応を進めています。また、子ども家庭総合支援拠点を整備し、要支援児童および要保護児童などへの支援業務に取り組むとともに、関係機関との連携を強化します。

3 暮らしやすいまちづくり



基本施策

- (1) 包括的な相談体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 福祉サービスの利用者支援と権利擁護の確立

核家族化や少子高齢化の進展などにより、福祉を取り巻く社会環境は大きく変化し、地域住民の福祉ニーズも多様化しています。

子ども、障がい、高齢、生活困窮という分野ごとの課題やニーズへの対応について、属性や世代を問わない包括的な相談体制づくりを進め、相談窓口の周知、啓発が必要です。

新・健康管理センターでは、妊娠期から子育て期までの成長・発達段階における切れ目ない支援をはじめ、青壮年期、高齢期まで一貫した健康づくりや介護予防を充実させる包括的な支援体制を整備します。

また、就業形態などの社会構造の変化に併せて、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められており、きめ細かな保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実を図る必要があります。

さらに、高齢者福祉、障がい者福祉などのサービスの充実を図っていきます。



(1) 包括的な相談体制の充実



現状と課題

核家族化や地域の人間関係の希薄化などにより、育児に伴う不安や負担が大きくなっていることから、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、総合的な相談支援を提供する拠点の設置や、子育て世帯が集い相談できる場をさらに充実していく必要があります。

さらに、高齢者の窓口において、障がいのある人やその家族の支援についても相談できるよう、複合的な家族の問題について対応する必要があります。

それらを含めて、複雑・多様化するニーズに対応できるよう、総合的な相談体制づくりが必要です。

併せて、地域住民が自分にあった福祉サービスを利用できるよう、情報提供の充実に努める必要があります。



具体的な施策

子育て世代包括支援センターの充実 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・第2期小浜市こども・子育て支援事業計画 	<p>妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。</p>
地域包括支援センターの充実 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン 2023 ・小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 	<p>2箇所の地域包括支援センターにおいて、①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業、②介護なんでも相談窓口として開設する総合相談事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント支援事業の4つの事業の充実を図ります。また、複雑・多様化する地域住民のニーズに対応できるよう、あらゆる機関と連携し、包括的な支援が提供できる仕組みづくりに努めます。</p>
基幹相談支援センターの充実 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 	<p>基幹相談支援センターを中心とし、他事業所に対して訪問などによる専門的な指導・助言や業務相談の援助を行うことで、障がいのある人に対する相談支援体制の更なる充実に向けた取組みを行っていきます。</p>
自立促進支援センターの充実 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 	<p>自立促進支援センターにおいて、生活保護に至る前段階の生活に困窮する方々への自立支援を充実していきます。</p>
包括的な支援体制の整備 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン 2023 ・小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 ・第2期小浜市こども・子育て支援事業計画 	<p>子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターなど各センターが取り組む支援サービスを踏まえ、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を進めます。</p>

(2) 福祉サービスの充実



現状と課題

女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、安心して仕事と子育てが両立できる環境の整備や、保育サービスを充実していくことが必要です。

さらに、高齢者や障がいのある人などが安心して生活できるよう、介護保険制度や高齢者福祉制度、障がい福祉サービスの利用を促進していく必要があります。

具体的な施策

子育て支援の充実 関連計画 ・第6次小浜市総合計画 ・第2期小浜市こども・子育て支援事業計画	子育てに不安や悩みをもつ世帯を対象に、乳児家庭全戸訪問の実施や、地域子育て支援拠点施設で育児講座・相談・遊びの場の提供など、子育て支援の充実を図ります。また、0歳児および1・2歳児の入園希望者増加に対応します。
障がいのある人への支援の充実 関連計画 ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画	障がい福祉サービスなどの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。また、利用者のニーズを的確に把握し、市内や近隣市町の計画相談支援事業所およびサービス提供事業者と連携を図り、障がいのある人に、必要なサービスを提供できる体制を確保します。
高齢者への支援の充実 関連計画 ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画	高齢化率の上昇や、団塊の世代が令和7年度に後期高齢者となる75歳を迎えることから、支援や介護を必要とされる人の増加が予測されます。高齢者が安心できる在宅生活の継続や介護者の負担軽減のため、引き続き在宅サービスの充実を図ります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明
地域子育て支援拠点施設数（箇所）	地域子育て支援拠点事業を行う施設数

実績値					目標値	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	令和8年度
3	3	3	3	4	7	7

(3) 福祉サービスの利用者支援と権利擁護の確立



現状と課題

認知症の人や療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しており、判断能力に不安を抱えている人が増えています。

また、障がいのある人の親が高齢になることにより、親亡き後の生活を心配している状況もみられます。

判断能力に不安のある人やその家族が、適切な支援などにつながることなく、課題を抱えたまま生活している場合があります。

権利擁護の支援を必要とする人が、その制度を安心して利用できるよう、関係機関と連携しながら、各制度の普及啓発や相談体制の充実を図ることが必要です。

具体的な施策

福祉サービス利用援助事業の活用 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン 2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 	<p>判断能力に不安を抱えている人などに対し、相談、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理など、社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業の利用を推進していきます。</p>
成年後見制度（※18）の利用促進 関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次小浜市総合計画 ・小浜市新こすもすプラン 2023 小浜市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 ・小浜市障がい者（児）福祉計画 	<p>成年後見制度が適切に利用できるよう、「成年後見制度利用促進計画」を策定し、制度の利用促進を図ります。また、中核機関を設置し、地域連携ネットワークを構築します。</p>

（※18）成年後見制度：判断能力が十分ではない人の権利を守り支援する制度。法定後見制度と任意後見制度がある。法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3類型があり、その権限は基本的に法律で定められている。任意後見制度は、将来に備えて本人が十分な判断能力を有するときに、任意後見となる人やその権限を自分で決めることができる。



第5章

小浜市成年後見制度 利用促進計画

1 計画の基本的な考え方

2 現状と課題

3 基本理念

4 具体的な取組み

I**計画の基本的な考え方****(1) 策定の背景と目的**

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人が財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを行う場合に、本人の権利を守り支援する制度です。

国は、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、市町村の講じる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めています。

そこで、本市では、本章を「小浜市成年後見制度利用促進計画」と位置づけ、誰もが住み慣れた地域で、支え合いながら、尊厳をもったその人らしい生活の実現に向けて、成年後見制度の利用促進にかかる基本的な方向性と具体的な施策を定め、総合的かつ計画的に推進することとします。

(2) 期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5ヵ年とします。

2**現状と課題****(1) 本市における現状**

本市の令和3年4月1日時点における総人口は28,814人で、そのうち65歳以上の高齢者は9,304人、高齢化率は32.3%です。また、療育手帳所持者は261人、精神障害者保健福祉手帳所持者が231人で、ともに市の総人口に対する割合は増加傾向にあります。

(2) 成年後見制度利用状況

【福井県】

(単位：人)

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
1,192	344	76	8	1,620

【小浜市】

(単位：人)

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
57	6	4	0	67

【出典】福井家庭裁判所 成年後見制度利用者数（令和2年12月31日現在）

(3) 成年後見制度に関する相談件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	56	159	451

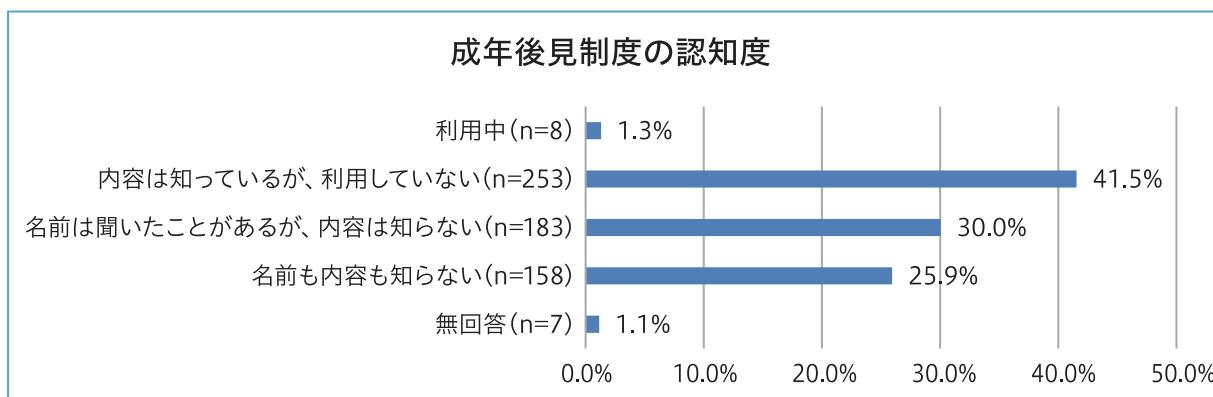
(各年度3月31日現在)

(4) アンケート結果【抜粋】

無作為に抽出した小浜市在住の65歳以上1,000名に対して、アンケート調査を実施しました。このうち609名から回答があり、回収率は60.9%でした。

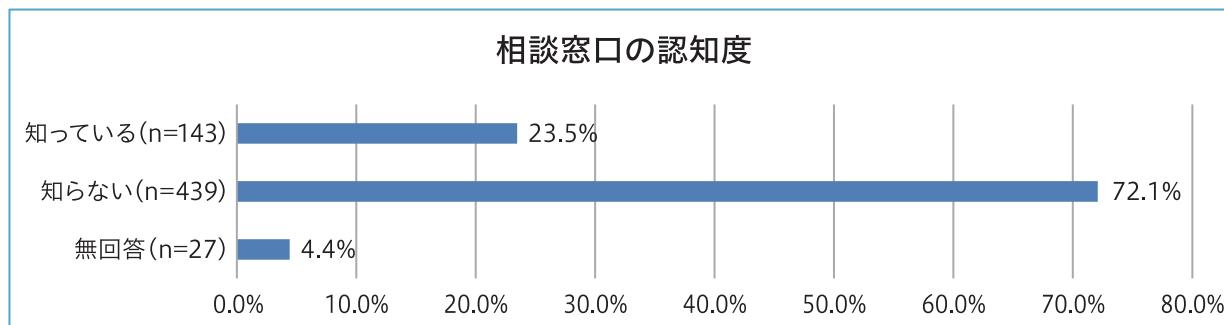
① 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度を尋ねたところ、「利用中」と回答した人は8名で1.3%、「内容を知らない」と回答した人は55.9%でした。



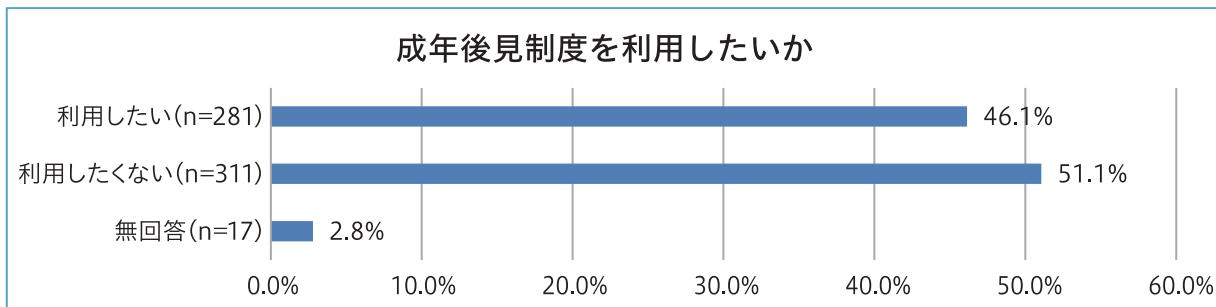
② 成年後見制度の相談窓口の認知度

成年後見制度の相談窓口を知っているか尋ねたところ、「知っている」と回答した人は23.5%、「知らない」と回答した人は72.1%でした。



③ 成年後見制度を利用したいか

成年後見制度を利用したいか尋ねたところ、「利用したい」と回答した人は46.1%、「利用したくない」と回答した人は51.1%でした。



④ 成年後見制度についての考え方や意見（自由記載、一部抜粋）

- ✓ 成年後見制度の存在さえ知らなかった。今は元気でも、これから先、独りになった時のことと思うと不安になり、こういう制度があるのであれば知っておきたい。
- ✓ 詳細内容よりも、こういった制度が「ある」ということを周知させることがよいと思う。現在は家族が近くに住んでいるので必要ないが、必要になった場合に利用したい。他人にも勧めたい。
- ✓ 利用したことがあるが、個人では裁判所に提出する書類の作成などが大変だったので、最初から司法書士にお願いして協力してもらい、最後まで問題なく終えることができた。

（5）課題

1. 権利擁護体制の整備

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。今後、地域での繋がりが希薄化し、地域で孤立する人の増加が懸念され、財産管理や身上監護などの支援が必要な高齢者や障がいのある人が増加する可能性があります。高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要です。

2. 成年後見制度や相談窓口の周知

アンケート結果によると、成年後見制度について知らないと回答している人が半数以上を占めていることから、制度についての十分な理解が得られるような働きかけが必要です。また、相談窓口の認知度が低いため、その周知が課題となっています。

3. 専門的な相談窓口の設置

専門的な知識が必要とされる申立て書類の作成や、必要書類の収集などには相当な負担がかかります。成年後見制度を必要とする人が、円滑に利用できるよう、専門的な相談窓口の設置が必要です。

3

基本理念



基本理念は第4期小浜市地域福祉計画と同一にします。

4

具体的な取組み



基本目標1 地域で支える体制づくり

(権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築)

1. 中核機関の設置および運営

本市では、令和4年3月に「小浜市成年後見ステーション」を小浜市地域包括支援センター内に設置しました。小浜市成年後見ステーションでは、専門職による専門的助言や支援の確保、協議会の事務局など、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

【中核機関および地域連携ネットワークが担う機能と業務】

- ① 広報機能
 - ホームページへの掲載、リーフレット配布
 - 地域住民、医療機関、事業所、金融機関などに相談窓口を周知など
- ② 相談機能
 - 申立てや利用に関する相談支援
 - 専門職が行う専門相談など
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - 受任者調整などの支援
 - 法人後見の担い手育成など
- ④ 後見人支援機能
 - 専門職以外の成年後見人などや任意後見受任者の状況把握と意見交換会の開催
 - 小浜市権利擁護推進会議(仮称)におけるワーキング会議の開催などによるチーム支援など

※③、④の取組みについては、関係機関と協議を行いながら、段階的に機能の充実を検討していきます。

2. 専門機関との連携

成年後見制度の利用促進には、専門機関との連携が重要であり、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門機関との協議の場を確保し、引き続き連携を図ります。

3. 協議会「小浜市権利擁護推進会議(仮称)」の設置

法律・福祉・医療の関係機関などが必要な支援を行えるよう、関係機関の協力・連携強化を図るための協議会を設置し、地域連携ネットワークの構築や地域課題の整理・解決に向けた協議を行います。

基本目標2 成年後見制度の周知・啓発

各専門職団体や関係機関と連携して、成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口などを周知啓発するため、ホームページへの掲載、リーフレットなどの作成・配布などによる地域住民への広報啓発活動に取り組みます。

基本目標3 専門的な相談支援体制の充実

1. 専門的な相談窓口の設置

地域包括支援センターや、障がい者支援担当グループにおいて、引き続き成年後見制度に関する相談対応を行います。

また、小浜市成年後見ステーションにて、地域住民の成年後見制度利用促進に取り組みます。

2. 相談支援体制の強化

すでに関係機関が関わっているケースについては、必要に応じて専門職を交えた「小浜市権利擁護推進会議（仮称）におけるワーキング会議」を開催し、助言を得て成年後見制度利用の可否や、支援方針の検討を行うなど、相談支援体制を強化していきます。

基本目標4 制度の適正な運用と利用支援

1. 福祉サービス利用援助事業の利用支援

地域で安心して自立した生活やその人らしい生活が送れるよう、福祉サービス利用援助事業を適切に利用できる支援を引き続き実施します。

2. 福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行支援

福祉サービス利用援助事業利用者の判断能力が著しく低下した場合には、より本人にふさわしい援助を行うために、関係機関と連携し成年後見制度の利用へ円滑に移行できるように支援します。

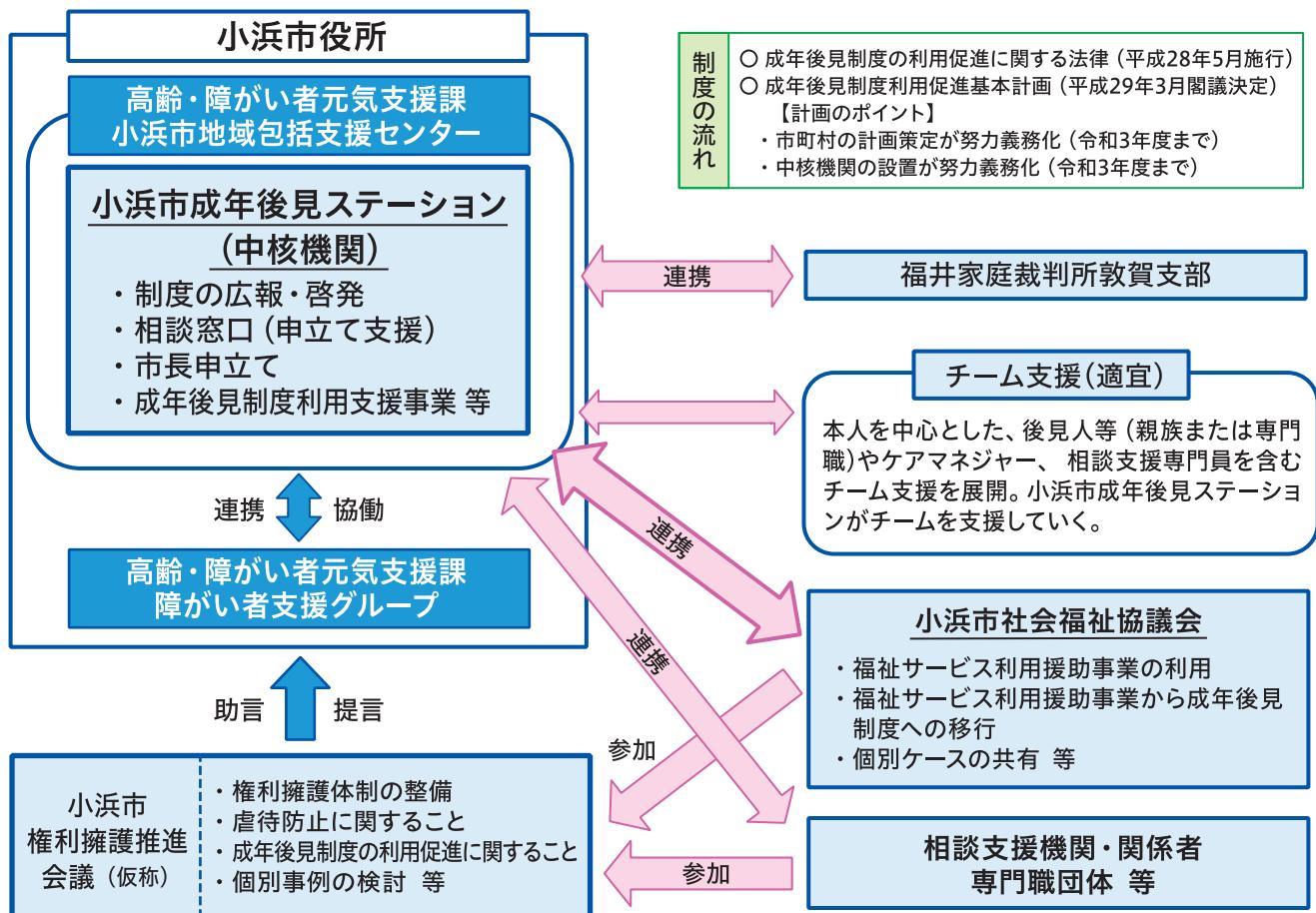
3. 市長申立てによる支援

判断能力が十分でなく、かつ親族などから支援が受けられない人に対しては、市長が代わって審判の申立てを行うことができます。市長申立てを行うにあたっては、小浜市成年後見ステーションや地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有を図り、適切かつ円滑な制度利用につなげていきます。

4. 成年後見制度利用支援事業の実施

費用負担が困難である人に対し、必要に応じて申立て費用や後見人などの報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業を継続します。

小浜市における地域連携ネットワークのイメージ図





第6章

計画の推進に向けて

1 地域福祉推進体制の整備

I 地域福祉推進体制の整備



本計画では、地域福祉の推進に向けた基本的な地域での支え合い、助け合いを考え、実施していく仕組みづくりを示しています。

そのためには、地域住民、関係機関、各種団体、事業者、ボランティアなどが更に協働し、身近な地域の生活課題や実情を踏まえ、具体的な取組みを検討し、地域福祉機能を強化していく必要があります。

今後は、行政および小浜市社会福祉協議会を中心に、関係機関、各種団体、事業者、ボランティアの更なる連携・ネットワーク化を進め、事業を推進していきます。

市民に対しては、広報紙や市公式ホームページ、出前講座などを通じて計画の周知に努め、理解と協力、参画を求めていきます。

また、本計画に基づく地域福祉の取組みが、有効かつ適切に行われるためには、計画の進捗状況を評価し、修正していく必要があります。

計画の進捗状況を評価するため、計画年度の中間年度（令和6年度）や最終年度（令和8年度）に、現策定委員会の委員を中心とする委員会により、計画の進捗状況の評価を行い、柔軟に地域福祉を推進していきます。



第4期 小浜市地域福祉計画策定委員会 名簿

役 職	所 属	氏 名
委員長	小浜市社会福祉協議会 理事長	山岸 博之
副委員長	NPO法人 わくわくくらぶ 理事長	芝 美代子
委 員	小浜市身体障害者福祉連合会 会長	中 幸俊
委 員	小浜市老人クラブ連合会 会長	堂前 存守
委 員	小浜市民生委員協議会連合会 理事	松崎 真理
委 員	社会福祉法人 若狭つくし会 相談支援事業所 管理者	内田 貴弘
委 員	小浜市地域ケア連絡協議会 理事	牛田 玲子
委 員	小浜ひまわり基金法律事務所 弁護士	吉川 あず沙
委 員	福井県嶺南振興局 若狭健康福祉センター 所長	山川 順昭
委 員	児童福祉審議会 会長	山崎 正博
委 員	小浜市議会 総務民生常任委員長	藤田 靖人

ワーキング グループ	小浜市社会福祉協議会 地域包括支援センター（高齢者支援） 自立促進支援センター（生活困窮者支援）
	小浜市 産業部 都市整備課
事務局・ ワーキング グループ	小浜市 民生部長
	小浜市 民生部 子ども未来課
	小浜市 民生部 高齢・障がい者元気支援課
	小浜市 民生部 市民福祉課

第4期 小浜市地域福祉計画策定の経過

令和3年5月27日(木)	○第1回 ワーキンググループ会議
	□今後のスケジュールについて
6月25日(金)	○第2回 ワーキンググループ会議
	□市営住宅、自立促進支援センター、重層的支援体制整備事業についての情報共有
7月26日(月)	★第1回 地域福祉計画策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ■委員長、副委員長の選出 ■計画の概要について ■今後のスケジュールについて
8月10日(火)	○第3回 ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> □第2章「小浜市の現状」について □第3章「計画の目標」について
9月15日(水)	★第2回 地域福祉計画策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ■第1章～3章の案について ■成年後見制度利用促進計画の概要について
9月15日(水)	○第4回 ワーキンググループ会議
	□第4章「施策の展開」について
10月5日(火)	○第5回 ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> □第2回策定委員会の意見等への対応について □第4章「施策の展開」について
10月20日(水)	○第6回 ワーキンググループ会議
	□計画案の修正について
10月29日(金)	★第3回 地域福祉計画策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回策定委員会の意見等に対する報告について ■第4～6章の案について
11月5日(金)	○第7回 ワーキンググループ会議
	□第3回策定委員会の意見等への対応について
12月1日(水) ～ 12月21日(火)	パブリックコメント実施
	<ul style="list-style-type: none"> ■計画案についての意見公募 意見数8件(延べ23件)
令和4年1月12日(水)	○第8回 ワーキンググループ会議
	□パブリックコメントの結果について
1月24日(月)	★第4回 地域福祉計画策定委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントの結果について ■計画案の修正について
2月25日(金)	市長への報告
	<ul style="list-style-type: none"> ■「第4期 小浜市地域福祉計画」を正副委員長から市長へ報告

小浜市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基き、小浜市地域福祉計画を策定するために、小浜市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）、計画の進捗状況を評価するために計画年度の中間年度に中間評価委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について、審議する。

- (1) 小浜市における福祉サービスの適切な利用推進に関すること。
- (2) 小浜市における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (4) 小浜市地域福祉計画案の検討に関すること。
- (5) 小浜市地域福祉計画案全体の調整に関すること。
- (6) その他小浜市地域福祉計画策定に関して必要なこと。

2 中間評価委員会は、前項1から3号の事項のほか次の事項について、審議する。

- (1) 小浜市地域福祉計画中間評価に関すること。
- (2) その他中間評価に関する必要なこと。

(組織)

第3条 委員会または中間評価委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体関係者、市民代表その他市長が必要と認める者の中から選出し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、年度の末日までに計画の策定（改定を含む）または中間評価が完了した場合には、その日をもって任期満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会または中間評価委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会または中間評価委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 前項のほか、委員の3分の1以上の要請があったときは、委員長は委員会または中間評価委員会を招集しなければならない。
3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会または中間評価委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会または中間評価委員会の事務局は、民生部市民福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会または中間評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

第4期 小浜市地域福祉計画

発行日／令和4年3月

編集・発行／小浜市 民生部 市民福祉課

〒917-8585

福井県小浜市大手町6番3号

TEL: 0770-64-6011

FAX: 0770-53-1016